令和７年度版　美郷町まちづくりガイド

ことしの美郷のまちづくり

“美郷らしさ”を誇り、語りたくなるまち

― ともにつくる未来の美郷 ―

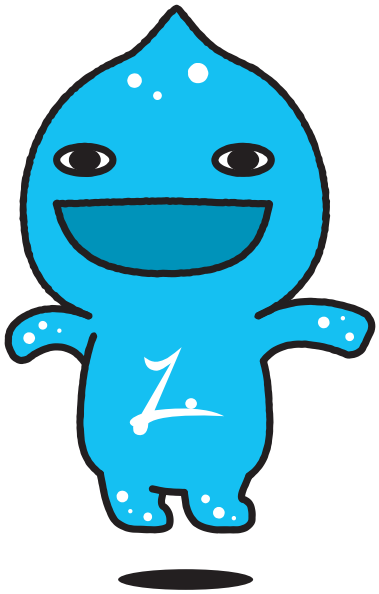

美 郷 町

自然を愛し
心豊かに健やかに
未来にひらく
美しいまちを
ともにつくります

趣旨

美郷町は東に奥羽山脈、西に仙北平野が広がる肥沃な土壌と豊富な水資源に恵まれた町です。

この豊かな自然環境を大切にし、心身ともに健康で活力にあふれ、先人から受け継がれてきた伝統と文化を育み、未来に向けてさらに豊かで美しい町をお互いに尊重し支え合いながらつくっていこうというものです。

美郷の ミズモ
美郷町イメージキャラクター

町章

ひらがなの「み」を抽象化し、「希望」「飛躍」「親睦」を表現したデザイン

町の木・花・鳥・魚

花 ラベンダー

木 赤松

魚 ハリザッコ（トミヨ属雄物型）

鳥 雁

町民憲章

平成17年8月29日制定

私たちは

発刊に寄せて

美郷町長
松田知己

美郷町は、昨年、誕生から満20年の節目を経ましたが、この間、町民の皆さまには町の取り組みに対しまして、ご理解とご協力をいただきましたことに、心から感謝を申し上げます。引き続き小さくてもキラリと光るまちづくりを目指し、21年目の歩みを進めてまいります。

さて、町では、令和4年度からスタートさせている「第3次美郷町総合計画」に基づき、まちづくりの将来像である「“美郷らしさ”を誇り、語りたくなるまち」の実現を目指し、各般の施策を計画的かつ積極的に展開し、まちづくりを進めているところです。令和7年度は、継続事業である子どもの遊び場や子育て相談の拠点となる子育て支援拠点施設の建築着手、未利用公共用地の住宅用地化、野外芸術空間創出として町中央公園への彫刻作品の設置や美郷の四季折々の風景を描く絵画プロジェクトなど、物心両面で「豊かさ」や「幸せ」に繋がる取り組みを進めてまいります。また、町情報の伝達に関する新たな手法、企業連携による環境負荷軽減に関する取り組みやスマート農業の推進に関する支援など、これまでとは違う新たな観点での取り組みも進め、美郷町の個性認識を高めてまいります。

その施策効果をより高めていくため、取り組み内容にご理解をいただくとともに、広くご活用していただくよう、この「美郷町まちづくりガイド」を作成しました。皆さまには、ぜひ本ガイドをご覧いただき、引き続き美郷町の取り組みにご協力をお願いいたします。

町民歌

光あふれて

作詞　滝田常晴
作曲　津雲優

一　仰ぐ奥羽の　山並みに
　　夢はひろがる　雲は飛ぶ
　　松のみどりは　枝を張り
　　花の香りに　包まれて
　　美郷は幸せ　拓くまち
　　ここに光は　あふれわく

二　歴史受け継ぐ　この大地
　　豊かなみのり　もたらして
　　渡り鳥さえ　慕い寄る
　　トミヨきらめき　水は澄む
　　美郷はよろこび　招くまち
　　ここに光は　あふれわく

三　ふれあう心　あたたかく
　　人と自然の　支え合い
　　合わせる力　たくましく
　　ゆくてたのしく　伸び進む
　　美郷は未来(あした)を　創るまち
　　ここに光は　あふれわく

目次

頁	内　　容
2	町民憲章/町章/町の木・花・鳥・魚
3	発刊に寄せて/町民歌
6	今年度のまちの事業をお知らせします
8	みさと重点テーマ
8	テーマ1　快適さ向上
9	テーマ2　豊かさ実感
10	テーマ3　安全安心
11	テーマ4　活力・賑わい創出
12	令和7年度主要事業位置図
14	各種制度案内
14	子育て、教育に関すること

●河川環境整備の充実
- ❶河川維持・治水事業

●水環境保全の充実
- ❶水源涵養充実事業
- ❷林道整備事業
- ❸水環境保全・学習活動充実事業
- ❹合併浄化槽水質環境保全事業
- ❺地下水対策事業

●脱炭素化の強化
- ❶公共施設照明LED化推進事業
- ❷ごみ減量リサイクル対策事業

●行政サービスの向上
- ❶生活密着型交通体系対策事業
- ❷デジタル化推進事業

●出産・子育て支援の強化
- ❶少子化対策治療費助成事業
- ❷出産お祝い事業
- ❸0～2歳児の保育料無償化
- ❹在宅子育て支援給付金事業
- ❺子ども子育て支援拠点施設整備事業
- ❻入学祝金事業
- ❼学校給食費の食材費高騰分を支援

●ふるさと教育・キャリア教育の強化
- ❶ふるさと教育・キャリア教育推進事業

●芸術・文化活動の強化
- ❶芸術文化推進事業
- ❷民俗文化財継承活動推進事業
- ❸読書・視聴覚環境向上事業

●生涯スポーツの充実
- ❶スポーツ活動支援事業
- ❷連携企業スポーツ活動推進事業

●防災対策の充実
- ❶防災備蓄活用事業
- ❷危険空家解体事業
- ❸消防設備整備事業
- ❹総合防災訓練事業

●高齢者・障がい者支援の強化
- ❶シニア元気いきいき支援事業
- ❷軽度生活支援事業

●健康づくりの充実
- ❶健康づくり・生活習慣改善事業
- ❷こころの健康づくり事業
- ❸子どもの健康づくり・食育推進事業

●定住・移住支援の強化
- ❶環境配慮型美郷暮らし整備事業
- ❷美郷暮らしサポート事業
- ❸空き家等利活用促進事業
- ❹奨学金返還助成事業

●体験型・滞在型観光の充実
- ❶体験型・滞在型観光推進事業

●就業支援の充実
- ❶地域人材スキルアップ支援事業
- ❷雇用促進支援事業

●営農形態強化と生産性の向上
- ❶生産力強化支援事業
- ❷作物転換総合支援事業
- ❸“生薬の里 美郷”構想推進事業
- ❹園芸等メガ団地整備事業
- ❺スマート農業導入支援事業
- ❻ほ場整備支援事業

子育てに関すること

1出産お祝い事業　2福祉医療費扶助事業(未就学児・小学生・中学生・高校生等)
3児童手当支給事業　4チャイルドシート購入費補助事業　5ブックスタート事業　6産後ケア事業
7在宅子育て支援給付金事業　8子育て支援事業　9一時保育事業　10すこやか子育て支援事業
11延長保育事業　12病児・病後児保育利用料助成事業　13おやこふらっと広場　14子育てファミリー支援事業
15小中学校入学祝金事業　16放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)　17美郷の子ども会夢応援事業
18児童相談事業　19子育て短期支援事業　20ひとり親家庭住宅整備資金貸付事業

教育に関すること

21就学援助事業　22特別支援教育就学奨励事業　23学校給食費の食材高騰分の支援　24奨学金貸付事業
25奨学金返還助成事業　26生涯学習団体バス利用助成事業　27スポーツ団体バス利用助成事業
28スポーツ少年団等選手派遣事業　29美郷町宿泊交流館合宿応援事業

頁	内　　容
19	**福祉、保健・医療に関すること**
	福祉に関すること 30シニア元気いきいき支援事業　31軽度生活支援事業　32雪下ろし等支援事業　33配食サービス・見守り事業 34生きがいデイサービス事業　35ふれあい安心電話事業　36介護者支援事業　37介護用品給付事業　38長寿祝い金事業 39老人クラブ補助事業　40高齢者住宅整備資金貸付事業　41障害者住宅整備資金貸付事業　42地域生活支援事業 43更生医療・補装具費給付事業　44育成医療費給付事業　45障害者手帳所持者割引事業 46自動車の運転免許取得費・改造費助成事業　47透析通院者支援事業　48福祉医療費扶助事業（障がい者） 49軽度・中等度難聴者補聴器購入助成事業　50生活困窮者等自立相談支援事業 保健・医療に関すること 51人間ドック等助成事業　52後期高齢者医療歯科健康診査事業　53低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業 54妊産婦健診助成事業・新生児聴覚検査・妊婦歯科健診助成事業　55未熟児養育医療費給付事業 56不妊治療・不育症治療費助成事業　57おたふくかぜ予防接種事業　58インフルエンザ予防接種事業 59成人予防接種事業（風しん）　60成人予防接種事業（成人用肺炎球菌）　61帯状疱疹予防接種事業 62がん患者補正具購入費助成事業　63高額医療費貸付事業
24	**農林業、商工業に関すること**
	農林業に関すること 64農業用無人航空機操縦者育成事業　65営農継続支援事業　66サキホコレ作付応援事業　67生産力強化支援事業 68作物転換総合支援事業　696次産業化支援事業　706次産業化施設整備支援事業　71循環型農業土づくり応援事業 72新規就農者支援事業　73新規就農者研修支援事業　74新規就農者育成総合対策事業　75新規就農者雇用促進支援事業 76新規就農者経営安定支援事業　77農地所有適格法人育成事業　78農地所有適格法人運営支援事業 79スマート農業導入支援事業　80薬用植物栽培支援事業　81優良牛飼育奨励事業　82優良子牛生産支援事業 83家畜自衛防疫事業　84夢ある畜産経営ステップアップ支援事業　85環境保全型農業直接支払事業　86多面的機能支払事業 87中山間地域等直接支払事業　88林業トップランナー養成研修等支援事業　89アメリカシロヒトリ等防除支援事業 90狩猟免許新規取得支援事業　91鳥獣被害防止対策支援事業　92有害鳥獣誘引樹木伐採事業 商工業に関すること 93中小企業支援事業　94商工業振興奨励金交付事業　95誘致企業奨励金交付事業　96本社機能移転促進事業 97企業紹介型企業誘致サポーター事業　98中小企業新分野進出応援事業　99企業人材獲得支援事業 100起業者総合支援事業　101空き店舗等活用家賃支援事業　102空き店舗等活用出店促進事業 103雇用促進支援事業　104雇用機会創出支援事業　105職業訓練等支援事業　106資格取得サポート事業　107特産品開発事業 108パッケージデザイン等支援事業　109ビジネスマッチング支援事業　110海外ビジネス推進事業 111インターネット販売販路開拓支援事業　112省エネルギー設備更新支援事業
31	**くらし・環境、まちづくりに関すること**
	くらし・環境に関すること 113ごみ集積施設設置費補助事業　114生ごみコンポスト設置費補助事業　115生ごみ処理機設置費補助事業 116町営墓地の使用について　117危険空家解体補助事業　118住宅リフォーム緊急支援事業　119耐震改修促進事業 120水道遠距離給水管敷設補助事業　121下水道接続工事補助事業　122合併浄化槽導入促進事業・水質環境保全事業 123冬期推定使用水量による推定料金の運用　124家庭用飲用井戸等整備事業　125浄水器等購入支援補助事業（仙南地区） まちづくりに関すること 126除排雪支援事業（除雪機械の貸出）　127雪下ろし作業中の安全対策事業　128美郷暮らしサポート事業 129空き家等活用移住定住促進事業　130清水周辺環境保全事業　131行政区機能強化事業　132活力ある地域づくり事業 133ボランティア活動支援充実事業　134地域活動拠点整備事業　135結婚新生活支援事業　136出会い創出事業 137あきた結婚支援センター入会登録料助成事業
35	**令和7年度イベント案内**
36	**まち宣言** いきいきスポーツ健康のまち宣言、心豊かで活力ある歴史文化・芸術文化のまち宣言 未来へつなごう環境にやさしいまち宣言
37	**町ホームページ・SNS・町公式LINE・テレビ回覧板紹介**
38	**町税等の納付方法**
39	**証明書のコンビニ交付・消費者トラブル注意**
40	**予約制乗合タクシー**
42	**公共施設のご案内** 役場・文化施設・スポーツ施設・公園・宿泊交流施設
47	**美郷町メモリアル婚姻届・出生記念証・オリジナル絵本紹介**

今年度のまちの事業をお知らせします

美郷町が誕生して21年目の歩みを進めています。第3次美郷町総合計画に掲げるまちづくりの将来像「“美郷らしさ”を誇り、語りたくなるまち　ーともにつくる未来の美郷ー」の実現のため、令和7年度もさまざまな事業を実施します。

令和7年度予算概要

■一般会計歳入

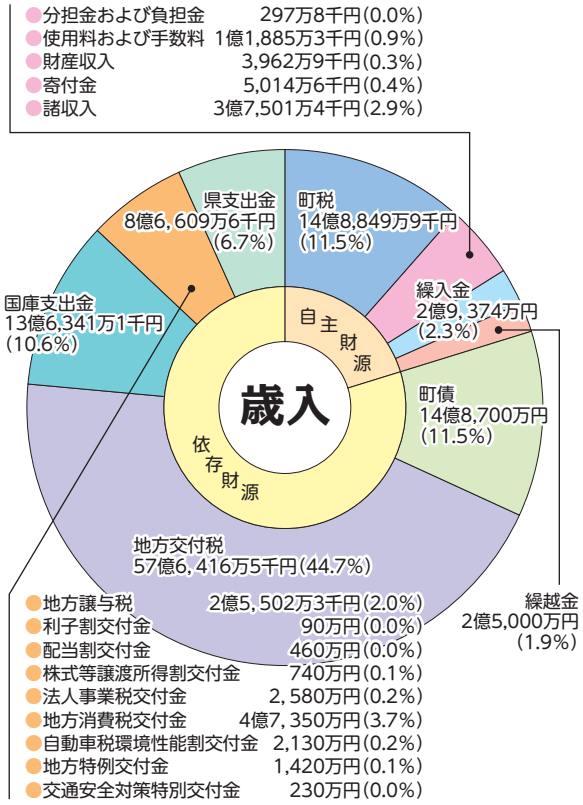

- 分担金および負担金　297万8千円(0.0%)
- 使用料および手数料　1億1,885万3千円(0.9%)
- 財産収入　3,962万9千円(0.3%)
- 寄付金　5,014万6千円(0.4%)
- 諸収入　3億7,501万4千円(2.9%)
- 地方譲与税　2億5,502万3千円(2.0%)
- 利子割交付金　90万円(0.0%)
- 配当割交付金　460万円(0.0%)
- 株式等譲渡所得割交付金　740万円(0.1%)
- 法人事業税交付金　2,580万円(0.2%)
- 地方消費税交付金　4億7,350万円(3.7%)
- 自動車税環境性能割交付金　2,130万円(0.2%)
- 地方特例交付金　1,420万円(0.1%)
- 交通安全対策特別交付金　230万円(0.0%)

■一般会計歳出(目的別)

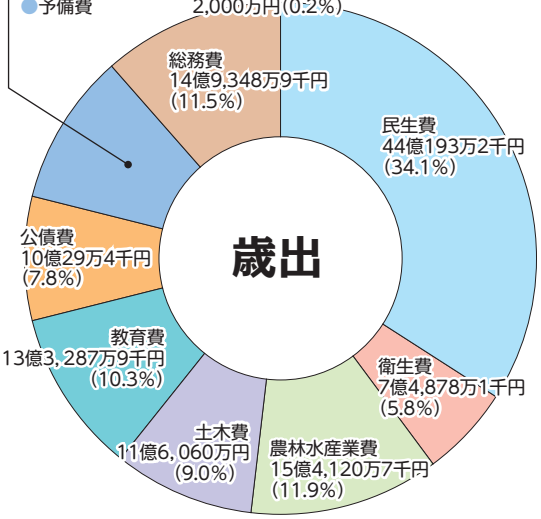

- 議会費　1億80万1千円(0.8%)
- 労働費　977万4千円(0.1%)
- 商工費　4億6,947万9千円(3.6%)
- 消防費　5億8,238万9千円(4.5%)
- 災害復旧費　111万2千円(0.0%)
- 諸支出金　5,687万1千円(0.4%)
- 予備費　2,000万円(0.2%)

※(　)内は構成比

自主財源	26億1,885万9千円(20.3%)
依存財源	102億8,569万5千円(79.7%)

■割合については、歳入・歳出ともに端数処理をしています。

令和7年度一般会計予算額　129億455万4千円

区分		令和7年度	令和6年度
一般会計		129億455万4千円	118億3,729万4千円
特別会計	国民健康保険	20億4,712万3千円	21億7,927万円
	下水道事業	2億4,713万2千円	2億4,124万9千円
	農業集落排水事業	1億8,635万円	1億7,269万8千円
	後期高齢者医療	2億6,344万6千円	2億5,562万8千円
	合計	27億4,405万1千円	28億4,884万5千円
水道事業会計	収入	7億7,490万8千円	支出 9億1,437万3千円

※水道事業会計には減価償却費等が含まれているため収入に比べ支出が多くなっています。

用語解説

- ◆**一般会計**:町の会計の中心的なもので、行政運営の基本的な経費や事務事業を経理する会計です。
- ◆**特別会計**:特定の事業を行うために、一般会計と区分して経理する必要がある場合に設ける会計です。美郷町では、上記の国民健康保険、下水道事業、農業集落排水事業、後期高齢者医療について特別会計を設けており、それぞれの事業に必要な予算を計上しています。
- ◆**水道事業会計**:企業会計として水道事業に必要な予算を計上しています。

「第３次美郷町総合計画」とは

総合計画は、まちづくりの将来像を掲げ、その実現に向けて取り組む重点施策等を示す計画です。さまざまな事業を計画的に進めていくため、まちづくりの長期的な指針となる「基本構想」と、基本構想に基づき実施する重点施策と事業を示す「行動計画」の２つで構成しています。期間は、令和４年度から令和11年度までの８年間です。

まちづくりの基本理念

快　適　／　豊　か　／　安全・安心　／　活力・賑わい

まちづくりの将来像

“美郷らしさ”を誇り、語りたくなるまち　― ともにつくる未来の美郷 ―

まちづくりの基本目標

1. 快適で安心して暮らせるまち
2. 健康で元気に暮らせるまち
3. 豊かな心と人材を育てるまち
4. 働く喜びと活力があふれるまち
5. 賑わいで活気があふれるまち
6. 質の高い行政経営を進めるまち

みさと重点テーマ

第３次総合計画の中でも、４つの「基本理念」の実現をより一層推進するため、
特に注力して取り組む施策を「みさと重点テーマ」として位置付け、実行します。

テーマ１ 快適さ向上

- 河川環境整備の充実
- 水環境保全の充実
- 脱炭素化の強化
- 行政サービスの向上

テーマ２ 豊かさ実感

- 出産・子育て支援の強化
- ふるさと教育・キャリア教育の強化
- 芸術・文化活動の強化
- 生涯スポーツの充実

テーマ３ 安全安心

- 防災対策の充実
- 防犯対策の充実
- 健康づくりの充実
- 高齢者・障がい者支援の強化

テーマ４ 活力・賑わい創出

- 営農形態強化と生産性の向上
- 就業支援の充実
- 定住・移住支援の強化
- 体験型・滞在型観光の充実

テーマ1 快適さ向上

河川環境整備の充実

1 河川維持・治水事業

事業費 10,400千円 建設課

事業内容
❶河川災害防止のための改修の実施
（菩提沢川）
❷河川浚渫、河道整正の実施
（上野沢川、七滝川、館ヶ沢川）

水環境保全の充実

1 水源涵養充実事業

事業費 1,914千円 農政課

事業内容
❶七滝「水の森」植樹事業の実施
❷植樹場所の保育管理の実施

2 林道整備事業

事業費 54,946千円 農政課

事業内容
❶林道七滝山線整備工事の実施

3 水環境保全・学習活動充実事業

事業費 659千円 住民生活課

事業内容
❶河川等水質検査の実施

4 合併浄化槽水質環境保全事業

事業費 9,000千円 建設課

事業内容
❶合併処理浄化槽の設置者が行う水質検査に対して、維持管理経費として補助金を交付

5 地下水対策事業

事業費 12,479千円 建設課

事業内容
❶家庭用飲用井戸設置等に係る補助金の交付
❷地下水涵養池（5カ所）の維持管理
❸地下水の水質検査を実施

脱炭素化の強化

1 公共施設照明LED化推進事業

事業費 28,589千円 こども子育て課

事業内容
❶千畑なかよし園照明設備LED化改修工事の実施

事業費 66,912千円 教育推進課

事業内容
❶美郷中学校第1体育館等照明LED化改修工事の実施

事業費 1,999千円 商工観光交流課

事業内容
❶六郷温泉あったか山外灯設備LED化改修工事の実施

2 ごみ減量リサイクル対策事業

事業費 5,008千円 住民生活課

事業内容
❶生ごみ処理機やコンポスト購入費の補助
❷各行政区に廃棄物減量等推進業務の委託
❸小型家電製品、蛍光管等水銀使用製品の拠点回収の実施
❹プラスチック資源循環の実施
❺家庭用廃食油回収の周知
❻古着・古布の回収の実施

行政サービスの向上

1 生活密着型交通体系対策事業

事業費 16,780千円 企画財政課

事業内容
❶予約制乗合タクシーの運行
❷公共交通の利用促進のための啓発活動の実施

2 デジタル化推進事業

事業費 9,929千円 総務課

事業内容
❶町公式ホームページの改修

事業費 678千円 生涯学習課

事業内容
❶公共施設予約システムの拡充

テーマ２
豊かさ実感

出産・子育て支援の強化

1 少子化対策治療費助成事業

事業費 1,822 千円　こども子育て課

事業内容
❶特定不妊治療を受けた夫婦に対し治療費を助成
❷一般不妊治療を受けた夫婦に対し治療費を助成
❸不育症治療費の助成　ほか

2 出産お祝い事業

事業費 8,500 千円　こども子育て課　住民生活課

事業内容
❶妊婦1人につき妊娠届提出時に出産応援金5万円を支給
❷出生児1人につき出生祝金5万円、あきた出産おめでとう給付金2万円、子育て応援金5万円をそれぞれ支給

3 0～2歳児の保育料無償化

事業費 16,612 千円　こども子育て課

事業内容
❶0～2歳児の保育料を無償化し、保護者の経済的負担を軽減

4 在宅子育て支援給付金事業

事業費 3,000 千円　こども子育て課

事業内容
❶認定こども園等の未就学施設に入園(入所)せず、在宅で育児されている児童1人につき、月額5千円を支給

5 子ども子育て支援拠点施設整備事業

事業費 824,248 千円　こども子育て課

事業内容
❶子ども子育て支援拠点施設整備の実施

6 入学祝金事業

事業費 5,790 千円　教育推進課

事業内容
❶町内に住所を有している児童生徒の保護者を対象に、小･中学校入学時に入学祝金3万円を支給

7 学校給食費の食材費高騰分を支援

事業費 11,338 千円　教育推進課

事業内容
❶小･中学校の学校給食の質･量を維持するため、物価高騰による食材費の上昇分を町が引き続き支援し、保護者の経済的負担を軽減

ふるさと教育・キャリア教育の強化

1 ふるさと教育･キャリア教育推進事業

事業費 415 千円　教育推進課

事業内容
❶小学校5、6年生を対象に、キャリアスクール(職場体験活動)を実施
❷小･中学校において美郷ふるさと活動を推進

芸術・文化活動の強化

1 芸術文化推進事業

事業費 22,734 千円　生涯学習課

事業内容
❶芸術鑑賞の開催
自衛隊コンサート、美郷フェスタ音楽コンサート
❷学友館特別展の開催
浮世絵版画展、秋田県美術展覧会仙北地域展
❸野外芸術空間創出事業
❹美郷の四季絵画制作プロジェクト事業
❺所蔵品図録作成（令和7年度刊行）

2 民俗文化財継承活動推進事業

事業費 1,254 千円　生涯学習課

事業内容
❶「六郷のカマクラ行事」および「わら文化(わら細工･ショウキ様)」の、歴史や活動、祭りなど準備、作法等含め記録映像を制作(令和7年度完成)

3 読書･視聴覚環境向上事業

事業費 401 千円　生涯学習課

事業内容
❶手づくり絵本教室、読書フェスタ、心に残った本の紹介コンクールの実施

生涯スポーツの充実

1 スポーツ活動支援事業

事業費 3,953 千円　生涯学習課

事業内容
❶ニュースポーツ教室、ウォーキング教室、水泳教室、スキー教室の開催
❷各種町民スポーツ大会、ニュースポーツ大会の開催
❸町スポーツ協会の運営、育成費の助成

2 連携企業スポーツ活動推進事業

事業費 724 千円　生涯学習課

事業内容
❶一流のアスリートによるスポーツ教室の開催
❷真昼岳登山教室（中学生等対象）の開催

テーマ3 安全安心

防災対策の充実

1 防災備蓄活用事業

事業費 1,795千円 住民生活課

事業内容
❶備蓄品等の整備および適正管理の実施
（飲料水、液体ミルク、保存食、段ボールベッド等）
❷備蓄品の有用活用およびローリングストックの実施

2 危険空家解体事業

事業費 15,089千円 住民生活課

事業内容
❶危険空家所有者または管理者への、適正管理に関する助言、指導、勧告、命令の実施
❷危険空家等解体費補助金の交付
❸危険空家等に対する行政代執行を含む危険除去対応の実施

3 消防設備整備事業

事業費 19,309千円 住民生活課

事業内容
❶防火水槽補修工事の実施
❷配水管布設替工事に伴う消火栓更新の実施

4 総合防災訓練事業

事業費 765千円 住民生活課

事業内容
❶秋田県冬期防災訓練の実施
（令和8年1月上旬）

高齢者・障がい者支援の強化

1 シニア元気いきいき支援事業

事業費 18,874千円 福祉保健課

事業内容
❶町内在住65歳以上の方に対し、はり・きゅう・マッサージ施術費、温泉施設利用料、室内温水プール利用料、バス・タクシー運賃（自動車運転免許証のない方が対象）の助成（申請者1人につき合計15,000円相当）

2 軽度生活支援事業

事業費 8,550千円 福祉保健課

事業内容
❶高齢者のみの世帯等で、心身の障害などにより軽度の生活援助を必要としている町民税非課税世帯等へ、家周りの手入れ、雪下ろし、除雪等を低価格で提供
※事業費は、豪雪地帯安全確保事業費（6,600千円）を含みます。

健康づくりの充実

1 健康づくり・生活習慣改善事業

事業費 3,547千円 福祉保健課

事業内容
❶食生活改善のための学習会の開催
❷セルフケア支援、「ぐっと楽健康教室」の開催
❸総合健（検）診の受診勧奨の実施

2 こころの健康づくり事業

事業費 1,424千円 福祉保健課

事業内容
❶こころといのちを考える集いの開催
❷メンタルヘルスサポーター自主活動の支援
❸メンタルヘルスサポーター養成講座の開催
❹ゲートキーパー養成講座の開催
❺子どものSOSの出し方研修の実施

3 子どもの健康づくり・食育推進事業

事業費 391千円 福祉保健課

事業内容
❶町内小学校の児童を対象とした「レッツ!チャレンジ健やかクッキング教室」の開催

テーマ4
活力・賑わい創出

定住・移住支援の強化

1 環境配慮型美郷暮らし整備事業

事業費 89,017 千円　商工観光交流課

事業内容
❶町有未利用地を住宅建築用地として開発・提供するため、宅地造成工事の実施
❷工事施工後に住宅分譲のPR活動の実施

2 美郷暮らしサポート事業

事業費 15,031 千円　商工観光交流課

事業内容
❶美郷暮らし促進奨励金の交付
❷美郷暮らしサポートセンターの設置
・移住希望者への「住まい」「仕事」「移住PR動画」等の情報発信や移住相談会等への参加
❸おためし移住体験事業助成金の交付
❹県との連携による移住支援金の交付
❺地方就職支援金の交付

3 空き家等利活用促進事業

事業費 1,600 千円　商工観光交流課

事業内容
❶空き家等活用移住定住促進事業補助金の交付
❷空き家バンク成約奨励金の交付

4 奨学金返還助成事業

事業費 1,241 千円　教育推進課

事業内容
❶高校・大学生等奨学金を返還する助成対象認定者に対し、返還金の一部を助成

体験型・滞在型観光の充実

1 体験型・滞在型観光推進事業

事業費 8,714 千円　商工観光交流課

事業内容
❶地域資源活用協議会の開催
❷七滝山、女神山に関する整備
❸観光PR(観光パンフレット作成等)
❹近隣自治体との連携による誘客事業

就業支援の充実

1 地域人材スキルアップ支援事業

事業費 600 千円　商工観光交流課

事業内容
❶職業訓練協会等が行う技能講習受講料の補助
❷資格取得の研修受講料等の補助

2 雇用促進支援事業

事業費 2,200 千円　商工観光交流課

事業内容
❶町民を町内の事業所で正規雇用した町内事業者に支援金を給付
❷企業の人材獲得率向上のため、インターンシップを行うための取組を支援

営農形態強化と生産性の向上

1 生産力強化支援事業

事業費 17,223 千円　農政課

事業内容
❶複合型生産構造への転換等に必要な機械・施設等の導入を支援

2 作物転換総合支援事業

事業費 10,592 千円　農政課

事業内容
❶美郷推進作物・美郷ブランド作物の新規作付・規模拡大を支援

3 “生薬の里 美郷”構想推進事業

事業費 21,369 千円　農政課

事業内容
❶薬用植物試験栽培および栽培指導の実施
❷薬樹の森健康公園の管理および基盤整備工事等の実施
❸薬用植物栽培および出荷に対する支援

4 園芸等メガ団地整備事業

事業費 120,727 千円　農政課

事業内容
❶しいたけメガ団地およびさつまいもメガ団地の整備を支援

5 スマート農業導入支援事業

事業費 7,620 千円　農政課

事業内容
❶規模拡大を目指す担い手のスマート農機の導入およびRTK基地局の利用を支援

6 ほ場整備支援事業

事業費 49,491 千円　農政課

事業内容
❶県営ほ場整備事業、調査計画に対する支援
❷県営ほ場整備事業地元推進団体に対する支援

令和７年度

美郷町主要事業位置図

（概算事業費 3,000 千円以上）

No.	工事名称等	事業概要
1	防火水槽漏水補修工事	N=2基
2	農地中間管理機構関連農地整備事業（大坂善知鳥地区）	N=1式
3	千畑小学校、六郷小学校体育館放送設備更新工事	N=1式
4	北学校給食センター貫流ボイラー更新工事	N=1式
5	千畑なかよし園照明設備LED化工事	N=1式
6	千畑なかよし園幼稚園棟非常用発電機更新工事	N=1式
7	千畑なかよし園・仙南すこやか園屋外遊具改修工事	N=1式
8	畜産環境総合整備事業（美郷町堆肥センター）	N=1式
9	中野・柳田線舗装補修工事	L=220m
10	住民活動センター受変電設備改修工事	N=1式
11	六郷畑屋（塚）地区配水管布設替工事	N=1式
12	薬樹の森健康公園基盤整備工事	N=1式
13	下畑屋・外川原線舗装補修工事	L=200m
14	妻の神・北外川原線舗装補修工事	L=350m
15	羽貫谷地線舗装補修工事	L=380m
16	子ども子育て支援拠点施設建築工事	N=1式
17	学友館地下貯油槽内部補強工事	N=1式
18	旧六郷わくわく園跡地等宅地造成工事	N=1式
19	安楽寺大通り線雨水排水対策工事	L=230m
20	林道七滝山線整備工事	L=560m
21	七滝川河道整正工事	L=200m
22	六郷温泉あったか山キュービクル更新工事	N=1式
23	美郷中学校第1体育館照明LED化工事	N=1式
24	小安門住宅A棟屋根防水工事	N=1棟
25	小安門・熊野住宅居室塗装工事	N=7戸
26	作山・南明田地線歩道整備工事	L=120m
27	農地集積加速化基盤整備事業（明田地野際地区）	N=1式
28	千刈田・岩野町線舗装補修工事	L=250m
29	都野・東君堂線交差点改良工事	L=200m
30	館ヶ沢川河道整正工事	L=200m
31	金沢9区地区ため池等整備事業	N=1式
32	農地集積加速化基盤整備事業（金沢地区）	N=1式
33	総合体育館受変電設備改修工事	N=1式
34	南学校給食センター設備改修工事	N=1式
35	東谷地中・南谷地中線他2路線舗装補修工事	L=600m
36	下堰・三百石堰地区かんがい排水事業	N=1式
37	一丈木処理場ばっ気撹拌装置No1-2更新工事	N=1式
全域	防災行政無線設備交換工事	N=1式

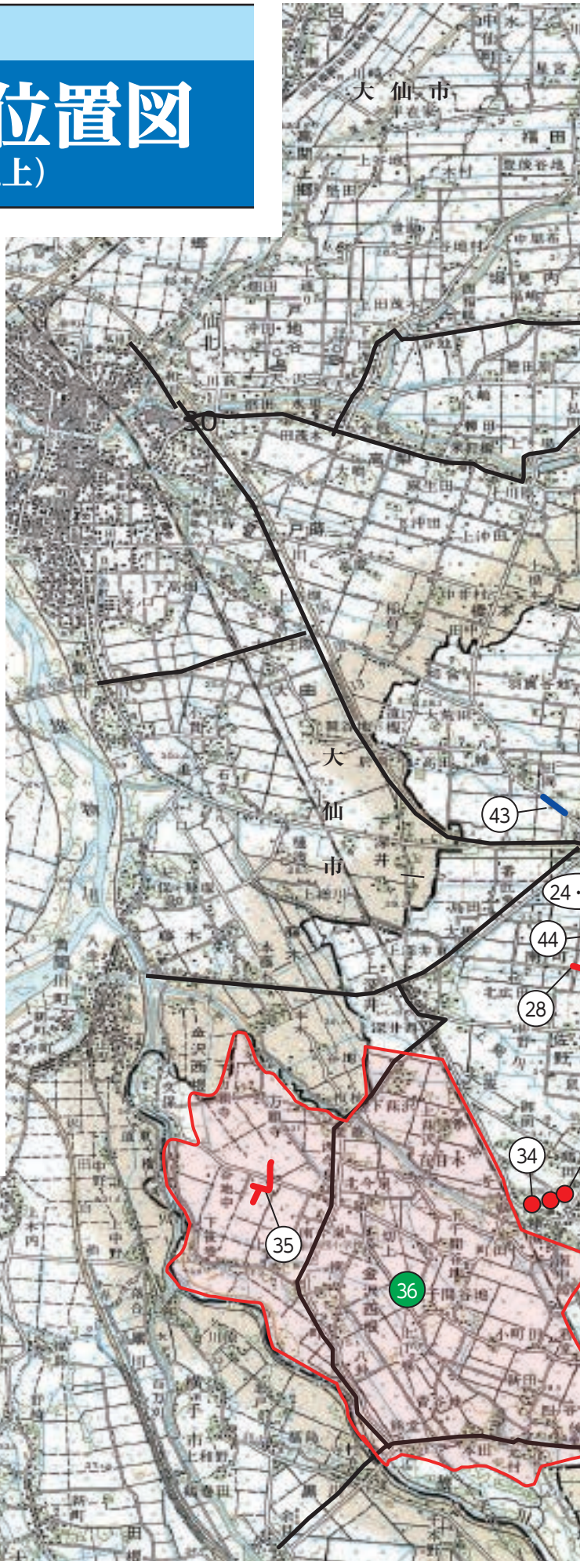

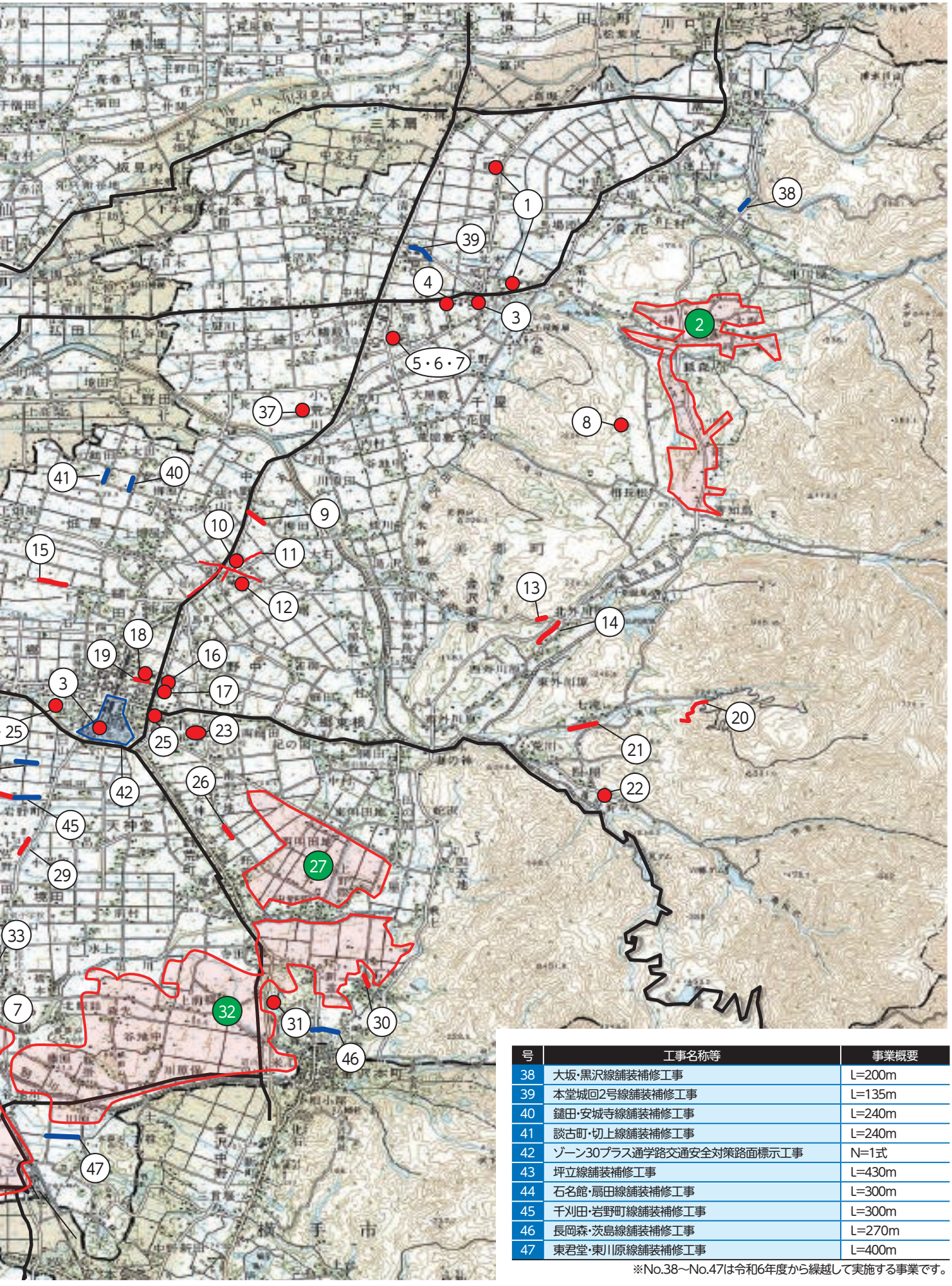

号	工事名称等	事業概要
38	大坂･黒沢線舗装補修工事	L=200m
39	本堂城回2号線舗装補修工事	L=135m
40	鑓田･安城寺線舗装補修工事	L=240m
41	談古町･切上線舗装補修工事	L=240m
42	ゾーン30プラス通学路交通安全対策路面標示工事	N=1式
43	坪立線舗装補修工事	L=430m
44	石名館･扇田線舗装補修工事	L=300m
45	千刈田･岩野町線舗装補修工事	L=300m
46	長岡森･茨島線舗装補修工事	L=270m
47	東君堂･東川原線舗装補修工事	L=400m

※No.38～No.47は令和6年度から繰越して実施する事業です。

各種制度をご利用ください

町が実施している各種制度をご紹介します。
詳しい内容は、担当課にお問い合わせください。

子育て、教育に関すること

子育てに関すること

1 出産お祝い事業

すべての妊婦が安心して出産できるよう応援し、出産のお祝いをするとともに、出産後の子育てについても切れ目のない支援を行います。

担当課：【出生祝金】住民生活課　戸籍年金班 ☎0187(84)4903
【応援金・給付金】こども子育て課　こども家庭班 ☎0187(84)4904

対象者	①妊婦 ②出生により町に住民登録されたこどもの養育者
支給額等	①妊娠届時に出産応援金　5万円 ②出生児1人につき出生祝金　5万円 〃　給付金　2万円 〃　子育て応援金　5万円 計17万円

2 福祉医療費扶助事業（未就学児・小学生・中学生・高校生等）

子育て世帯の負担軽減のため、未就学児・小学生・中学生・高校生等に対し医療費の自己負担額を助成します。

担当課：福祉保健課　医療保険班 ☎0187(84)4907

対象者	18歳までの児童
助成額等	自己負担額の全額

3 児童手当支給事業

子育て家庭の生活の安定と次代の社会を担うこどもの健やかな育ちを支援するため、こどもを養育している方に手当を支給します。

担当課：こども子育て課　こども家庭班 ☎0187(84)4904

対象者	0歳から高校生年代(年度末の年齢が18歳)までの児童を養育している方
支給額	【3歳未満】 第1・2子　月額15,000円 第3子以降　月額30,000円 【3歳以上高校生年代】 第1・2子　月額10,000円 第3子以降　月額30,000円 ※「第3子以降」の数え方に、大学生年代(年度末の年齢が22歳まで)の子が含まれます。 ※「第3子以降」とは、大学生年代(年度末の年齢が22歳まで)の子を含めて、3番目以降の子を指します。

4 チャイルドシート購入費補助事業

チャイルドシートの着用を促進し、乗車中の乳幼児の安全を守るため、チャイルドシート購入費用の一部を助成します。

担当課：住民生活課　環境安全班 ☎0187(84)4903

対象者	町内に住所を有し、6歳未満の乳幼児と同居し同一生計である保護者
助成額等	購入費用の2分の1の額(上限額1万円) ※100円未満切り捨て 対象乳幼児1人にチャイルドシート1台限り

5 ブックスタート事業

絵本を通した親子の心のふれあいの機会を作るため、月齢健診時に絵本を贈呈します。

担当課：教育委員会　生涯学習課　歴史文化財班 ☎0187(84)4040

対象者	7カ月児・10カ月児とその保護者
内容	7カ月児・10カ月児健診の際に、絵本をお渡しします。

6 産後ケア事業

産後のお母さんと赤ちゃんのケアを支援するため、通所型(デイサービス)の「産後ケア事業」を行います。

対象者	町に住所を有し、育児支援を必要とするお母さんと赤ちゃんで以下の条件に該当する方 ・産後7カ月未満のお母さんと赤ちゃん ・お母さん赤ちゃんともに医療的な治療の必要がない方
支給額等	【利用期間】通算5回 【利 用 料】1回3,000円 ・通算5回までは1回につき2,500円助成 ・食事代は別途(自己負担) ・住民税非課税世帯　無料 【実施施設】利用時にお問い合わせください。

担当課　こども子育て課　こども家庭班
☎0187(84)4904

7 在宅子育て支援給付金事業

在宅で育児している保護者の方に給付金を支給します。

対象者	町に住所を有し、生後約2カ月から就学前のこどもを在宅で育児している保護者 (認定こども園等に入園している場合を除く)
支援額等	こども1人当たり月額　5,000円

担当課　こども子育て課　こども家庭班
☎0187(84)4904

8 子育て支援事業

在宅で育児されている方に集いの場を提供し、子育て相談等に応じます。

対象者	未就園児とその家族
内容	【開催日】月曜日～金曜日 【開催時間】午前9時30分～午後4時30分 【場所】各認定こども園　【定員】特になし ※詳しくは毎月の広報美郷でご確認ください。

担当課　六郷わくわく園　☎0187(84)0023
こども子育て課　子育て支援班　☎0187(84)4904

9 一時保育事業

町内認定こども園内で、一時的に保育が必要な乳幼児の保育を行います(利用は月曜日から土曜日の午前8時30分から午後4時30分までです)。
※給食が必要な場合は、利用料のほかに給食費が掛かります。

対象者	生後約2カ月から就学前の乳幼児
利用料	・3歳未満児　半日(4時間以内)　750円 1日　1,500円 ・3歳以上児　半日(4時間以内)　400円 1日　800円 ※町外に居住する乳幼児が利用する場合は、上記の2倍の利用料金になります。 ・給食費　1食　245円

担当課　利用を希望する認定こども園へお問い合わせください。電話番号は裏表紙を参照。

10 すこやか子育て支援事業

子育て家庭の経済的な負担の軽減のため、認定こども園、幼稚園、保育所などの利用料と給食費を助成します。

対象者	就園児の保護者
助成額等	【利用料】全額助成 【給食費】全額助成 ※町外の園を利用の場合は、上限額があります。

担当課　こども子育て課　子育て支援班
☎0187(84)4904

11 延長保育事業

仕事の事情などで通常の利用時間内に迎えに来ることができない場合、午後7時まで延長して保育を行います。

対象者	町内認定こども園保育部分利用児
利用料	30分ごとに50円

担当課　利用を希望する認定こども園へお問い合わせください。電話番号は裏表紙を参照。

12 病児・病後児保育利用料助成事業

子育てと就労の両立を支援するため、病児・病後児保育施設利用料の一部を助成します。

対象者	病児・病後児保育施設を利用した認定こども園児・幼稚園児・保育園児の保護者
助成額等	病児・病後児保育施設利用料支払額の2分の1の額 ※10円未満切り捨て

担当課　こども子育て課　子育て支援班
☎0187(84)4904

13 おやこふらっと広場

こどもの健全育成と保護者の負担軽減のため、小学校3年生以下の児童へ土曜日の遊び場を提供します。

担当課 こども子育て課　こども家庭班
☎0187(84)4904

対象者	①未就学児とその家族 ②満3歳以上小学校3年生以下の児童とその家族
内容	①子育て支援・自由遊び ②季節に合わせた工作など 【開催日】土曜日 【開催時間】①午前9時30分～午前11時30分 ②午前10時～午前11時30分 【場所】①第1土曜日～第3土曜日…各認定こども園 ②第4土曜日…美郷町住民活動センター 【定員】①特になし　②10人(家族含め20人) ※詳しくは毎月の広報美郷でご確認ください。

14 子育てファミリー支援事業

第3子以降のこどもが生まれた世帯が子育てサービス事業などを利用した場合、その費用の一部を助成します。

担当課 こども子育て課　子育て支援班
☎0187(84)4904

対象者	就学前のこどもを含む3人以上のこどもを養育している世帯
助成額等	次の事業などを利用または購入する費用のうち、就学前のこどもに係る費用 ・子育て短期支援事業 ・一時預かり事業 ・予防接種および知育玩具購入等 （1世帯当たり上限額1万5,000円）

15 小中学校入学祝金事業

入学時における保護者の経済的負担減と子育てへの支援として、入学祝金を支給します。

担当課 教育委員会　教育推進課　教育総務・指導班
☎0187(84)4914

対象者	町に住所を有している児童生徒の保護者
支給額	【小学校1年生】1人につき3万円 【中学校1年生】1人につき3万円

16 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

仕事などで恒常的に家庭に保護者が不在の児童に対し、放課後の生活の場を提供します。

担当課 こども子育て課　子育て支援班
☎0187(84)4904

対象者	町内の小学校に通う児童
利用料	月額4,000円 (複数人利用世帯は2人目以降月額3,000円) ※以下の世帯は、軽減措置があります。 ・生活保護世帯　月額　無料 ・ひとり親世帯　月額　2,000円

17 美郷の子ども会夢応援事業

企画・立案からこどもたちが中心となって活動を行う子ども会事業に対し、活動費の一部を助成します。

担当課 こども子育て課　こども家庭班
☎0187(84)4904

対象者	子ども会
助成額等	対象経費の2分の1の額(上限額3万円) ※1,000円未満切り捨て

18 児童相談事業

こども家庭センターでは、本人、家族、地域からのこどもに関する悩みや相談等に応じます。また、美郷町要保護児童対策地域協議会において、各関係機関と情報交換を行い、個々のケースに対応します。

担当課 こども子育て課　こども家庭班
☎0187(84)4904

対象者	18歳までの児童
利用料	無料

19 子育て短期支援事業

保護者の病気や仕事などで、一時的にこどもの養育ができない場合に、こどもを短期的にお預かりします。

担当課 こども子育て課　こども家庭班
☎0187(84)4904

対象者	18歳までの児童を養育している方
内容	【利用期間】1回の申請につき7日(6泊7日)以内 【利用料】1日当たり ・生活保護世帯およびひとり親家庭で 住民税非課税世帯　無料 ・住民税非課税世帯およびひとり親家庭で 住民税課税世帯　1,100円 ・住民税課税世帯　2歳未満児　5,400円 2歳以上児　2,800円 【実施施設】利用時にお問い合わせください。

20 ひとり親家庭住宅整備資金貸付事業

自力で住宅の整備を行うことが困難なひとり親家庭に対し、住宅整備費用を貸付します。

担当課　こども子育て課　こども家庭班
☎0187(84)4904

対象者	ひとり親家庭の方 (18歳までの児童を扶養している方)
貸与額	1戸当たり上限額　150万円 ※事前に申請が必要です。

教育に関すること

21 就学援助事業

経済的な理由で就学困難と認められる児童生徒の保護者に、教育に係る経費の一部を援助します。

担当課　教育委員会　教育推進課　教育総務・指導班
☎0187(84)4914

対象者	経済的理由で就学困難と認められる児童生徒の保護者
助成額等	・学用品費　小学校11,630円、中学校22,730円 ・通学用品費(新1年生を除く)小学校・中学校2,270円 ・新入学児童生徒用品費(新1年生のみ) 小学校57,060円、中学校63,000円 ・校外活動費　交通費、見学料の一部 ・体育実技用品費 小学校26,500円(スキー用具上限額) 中学校7,650円(柔道着上限額) ・修学旅行費　保護者均一負担分 ・卒業アルバム代　小学校11,000円以内 中学校10,000円以内 ・医療費　う歯、トラコーマ、中耳炎等 (学校保健安全法に定める疾病に係る医療費) ・学校給食費　実額 ・児童・生徒会費　実額 ・オンライン学習通信費 小学校・中学校15,000円以内

22 特別支援教育就学奨励事業

特別支援学級等に就学し、支給要件を満たす児童生徒の保護者を対象に教育に係る経費の一部を支給します。

担当課　教育委員会　教育推進課　教育総務・指導班
☎0187(84)4914

対象者	特別支援学級等に就学し、支給要件を満たす 児童生徒の保護者
助成額等	次の経費について、実費の1/2を補助(一部上限額あり) ・学校給食費 ・学用品・通学用品費 小学校5,820円(上限額) 中学校11,370円(上限額) ・新入学児童生徒学用品・通学用品費 小学校28,530円(上限額) 中学校31,500円(上限額) ・体育実技用具費 小学校13,255円(スキー用具上限額) 中学校3,825円(柔道着上限額) ・拡大教材費 小学校・中学校1冊当たり5,250円(上限額) ・修学旅行費 小学校10,790円(上限額) 中学校28,860円(上限額) ・校外活動等参加費 宿泊を伴わないもの 小学校800円(上限額)、中学校1,155円(上限額) 宿泊を伴うもの 小学校1,845円(上限額)、中学校3,105円(上限額) ・オンライン学習通信費 小学校・中学校7,000円(上限額)

23 学校給食費の食材高騰分の支援

物価高騰による小・中学校の学校給食の食材費の上昇分を支援します。

担当課　教育委員会　教育推進課　教育総務・指導班
☎0187(84)4914

対象者	小・中学生の保護者
内容	小・中学校の学校給食の質・量を維持するため、物価高騰による食材費の上昇分を町が引き続き支援し、保護者の経済的負担を軽減します。

24 奨学金貸付事業

経済的な理由で修学が困難な方に、学資金を貸付します。

対象者	美郷町民の保護者のこどもで高等学校、高等専門学校、専修学校(修学年限2年以上の専門課程に限る)、短大、大学に在学中の学生
貸与額	・高等学校　月額1万5,000円 ・高専、専修学校、短大、大学　月額4万円以内(1万円単位)

担当課　教育委員会　教育推進課　教育総務・指導班
☎0187(84)4914

25 奨学金返還助成事業

高校や大学等を卒業し、地元で就労しながら奨学金を返還している方(予定者を含む)に対し、その返還額に応じて助成します。

※当該年度に認定申請をする方については、当該年度に返還助成対象者の認定を行い、認定を受けた方に対して、翌年度以降に助成を開始します。

対象者	美郷町に居住しながら奨学金を返還(予定者を含む)している方
内容	【対象要件】次のいずれかに該当する方 (ただし、転居を伴う転勤者や公務員等は除く) ・当該年度の初日(以下「基準日」)の2年前の日以降に高校・大学等を卒業または退学し、基準日の1年前の日以降に就職した方 ・基準日前に高校・大学等を卒業または退学し、かつ美郷町内に転入時点で通算1年以上美郷町外に居住実績(大学等での就学期間を除く)を有する方 ・県内就職前に秋田県のAターン希望登録を行った方は、基準日の1年前の日以降に美郷町内に転入し、県内就職した方 【助成対象奨学金】・日本学生支援機構奨学金 ・秋田県育英会奨学金 ・美郷町奨学金　等 【助成限度額】年額6万4,000円(最大5年)

担当課　教育委員会　教育推進課　教育総務・指導班
☎0187(84)4914

26 生涯学習団体バス利用助成事業

生涯学習団体がバスを借り上げて研修会等を実施する場合、バス借上料の一部を助成します。

対象者	町内の生涯学習活動の団体
助成額等	バス借上料の2分の1の額(上限額1万円)

担当課　教育委員会　生涯学習課　社会教育班
☎0187(84)4915

27 スポーツ団体バス利用助成事業

スポーツ団体がバスを借り上げて各種大会等に参加する場合、バス借上料の一部を助成します。

対象者	美郷町スポーツ協会加盟団体および美郷町スポーツ少年団単位団
助成額等	バス借上料の2分の1の額(上限額1万円)

担当課　教育委員会　生涯学習課　スポーツ振興班
☎0187(84)4916

28 スポーツ少年団等選手派遣事業

少年スポーツ活動の支援のため、スポーツ少年団等の大会出場に係る選手派遣費の助成を行います。

対象者	予選を勝ち抜き、県大会以上に出場するスポーツ少年団等
助成額等	・交通費　実額 ・宿泊費　実額(規定あり) ・大会参加料　実額 ・帯同審判料　上限額:1大会1万円

担当課　教育委員会　生涯学習課　スポーツ振興班
☎0187(84)4916

29 美郷町宿泊交流館合宿応援事業

美郷町宿泊交流館を利用して合宿等を行う、スポーツ・文化団体に対して助成します。

対象者	宿泊交流館を利用して合宿を行う5人以上の団体
助成額等	1人1泊につき1,000円 1団体当たり上限額30万円

担当課　教育委員会　生涯学習課　スポーツ振興班
☎0187(84)4916

福祉、保健・医療に関すること

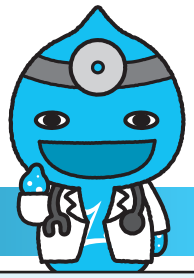

福祉に関すること

30 シニア元気いきいき支援事業

高齢者が元気でいきいきとした生活を送るため、はり・きゅう・マッサージ施術費、温泉施設利用料、室内温水プール利用料、バス・一般タクシー運賃を助成します。

担当課　福祉保健課　地域包括支援班
☎0187(84)4907

対象者	満65歳以上の方
助成額等	はり・きゅう・マッサージ施術費、温泉施設利用料、室内温水プール利用料、バス・一般タクシー運賃 (普通自動車運転免許のない方が対象) 1人につき　合計1万5,000円相当の助成券を交付

31 軽度生活支援事業

高齢者のみの世帯等で心身の障がい、傷病等の理由により軽度の生活助成が必要な方に、除雪や草むしりなどの生活援助費用を助成します。

担当課　福祉保健課　地域包括支援班
☎0187(84)4907

対象者	おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯で軽度の生活援助が必要な非課税世帯の方
助成額等	家の玄関前の除雪や家の周りの手入れ等を行う場合、利用単価の9割を助成 ※利用単価の1割を自己負担 【助成回数】　30分単位で年間40時間まで

32 雪下ろし等支援事業

高齢者のみの世帯等で、高齢、障がい、心身上の理由により自力で雪下ろしを行うことが困難な方に雪下ろしに掛かる費用の一部を助成します。

担当課　福祉保健課　地域包括支援班
☎0187(84)4907

対象者	70歳以上の高齢者のみの世帯等で、近親者の援助を受けることができず、自力での雪下ろしが困難な非課税世帯かつ同居家族以外の方の扶養となっていない方
助成額等	【雪下ろし分】　作業料金の2分の1以内の額 (1回当たり上限額1万5,000円) 【排雪車利用分】　排雪車利用料金の2分の1以内の額 (1回当たり上限額1万円) ※いずれも年間2回まで

33 配食サービス・見守り事業

調理が困難な高齢者の居宅訪問を行い、栄養バランスのとれた食事を提供し、併せて安否の確認を行います。

担当課　福祉保健課　地域包括支援班
☎0187(84)4907

対象者	65歳以上の高齢者世帯および心身の障がい、傷病等で調理困難な方
訪問回数	週1回または2回
利用料	【評価点数10点未満の方】　1回 300円 【評価点数10点以上の方】 ・町民税非課税世帯の方　1回 200円 ・町民税課税世帯の方　1回 300円

34 生きがいデイサービス事業

介護認定等を受けていない高齢者を対象に、閉じこもり防止のため、週1回、通所による生きがい活動・入浴・送迎等のサービスを提供します。

担当課　福祉保健課　地域包括支援班
☎0187(84)4907

対象者	介護保険制度における要介護・要支援・事業対象者の認定を受けていないおおむね65歳以上の方等
利用時間	午前10時～午後3時
利用料	1回500円(食費別途)

35 ふれあい安心電話事業

専用の警報装置等を設置し、緊急時の対応や相談、安否確認を24時間体制で行います。

担当課　福祉保健課　地域包括支援班
☎0187(84)4907

対象者	おおむね65歳以上の一人暮らしの方や高齢者世帯、身体障がい者のみの世帯
利用料	無料　※通話料は、自己負担です。

36 介護者支援事業

在宅で寝たきりの方などを常時介護している方に介護者手当を支給します。

担当課　福祉保健課　地域包括支援班
☎0187(84)4907

対象者	要介護4・5または身体障害者等級1種1級で特別障害者手当、特別児童扶養手当または福祉手当を受給していない方を介護している方
支給額	月額1万円

37 介護用品給付事業

在宅で寝たきりの方などを介護している家族等に紙おむつ・尿とりパットを支給します。

担当課　福祉保健課　地域包括支援班　☎0187(84)4907

対象者	要介護4・5の方または特別障害・障害児福祉手当を受給している方を介護している方等
内容	対象者に年6回無料で紙おむつ・尿とりパットを支給

38 長寿祝い金事業

長寿をお祝いし、お祝い金を支給します。

担当課　福祉保健課　地域包括支援班　☎0187(84)4907

対象者	・満88歳の方 ・満100歳の方　※美郷町に10年以上居住している方
支給額	【満88歳の方】　2万円 【満100歳の方】　10万円

39 老人クラブ補助事業

老人クラブ活動の活発化を助長し、自立促進を図るため、老人クラブと老人クラブ連合会の活動費の一部を助成します。

担当課　福祉保健課　地域包括支援班　☎0187(84)4907

対象者	・老人クラブ連合会 ・単位老人クラブ
助成額等	【老人クラブ連合会】 均等割および会員数割により補助金を交付 【単位老人クラブ】 均等割および会員数割により補助金を交付

40 高齢者住宅整備資金貸付事業

高齢者の専用居室等を増改築または改造する場合に、貸し付けを行います。

担当課　福祉保健課　地域包括支援班　☎0187(84)4907

対象者	60歳以上の方と同居する方
貸与額	1戸当たり上限額　200万円 ※事前に申請が必要です。

41 障害者住宅整備資金貸付事業

障がいのある方向けに居室等を増改築または改造する場合に、自力で住宅の整備を行うことが困難な方に貸し付けを行います。

担当課　福祉保健課　福祉班　☎0187(84)4907

対象者	身体障害者手帳1級から4級の方、 または療育手帳Aの方(同居する親族も可)
貸与額	1戸当たり上限額　200万円 ※事前に申請が必要です。

42 地域生活支援事業

障がいのある方が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、相談支援、手話通訳者等の派遣、日常生活用具の給付、日中一時支援、移動支援、訪問入浴などを行います。

担当課　福祉保健課　福祉班　☎0187(84)4907

対象者	該当する障がいのある方
利用料・助成割合	【相談支援、手話通訳者等の派遣】 無料 【日常生活用具の給付、日中一時支援、移動支援、訪問入浴】 利用料金の9割を助成 ※利用料金の1割を自己負担 ※相談支援以外は事前に申請が必要です。

43 更生医療・補装具費給付事業

障がいを軽くしたり、回復させるために必要な医療の給付を行います。また、障がいのある部分を補って日常生活や働くことを容易にする用具の給付(修理)を行います。

担当課　福祉保健課　福祉班　☎0187(84)4907

対象者	該当する障がいのある方(更生医療は18歳以上の方)
助成額等	更生医療費・補装具費の9割を助成 ※費用の1割を自己負担 (補装具費は、町民税非課税世帯の場合、自己負担なし) ※事前に申請が必要です。

44 育成医療費給付事業

障がいを軽くしたり、回復させるために必要な医療の給付を行います。

担当課　福祉保健課　福祉班　☎0187(84)4907

対象者	該当する障がいのある方(18歳未満の方)
助成額等	育成医療費の9割を助成 ※費用の1割を自己負担 ※事前に申請が必要です。

45 障害者手帳所持者割引事業

障害者手帳を所持している方に対し、スポーツや文化芸術を通じた、健康保持や社会参加の促進を図るため、一部の公共施設の割引を実施します。

担当課
割引について
商工観光交流課　商工観光交流班　☎0187(84)4909
生涯学習課　歴史文化財班　☎0187(84)4040
スポーツ振興班　☎0187(84)4916
障害者手帳について
福祉保健課　福祉班　☎0187(84)4907

対象者	障害者手帳所持者
助成額等	対象施設 ・町内温泉施設(大人) ・学友館(展示館入館料) ・歴史民俗資料館(観覧料) ・坂本東嶽邸(観覧料) ・プールパークみさと(大人) ・サン・スポーツランド千畑プール(大人・小人) 割引額　100円(他の割引との併用はできません) ※割引の適用には、障害者手帳等の提示が必要です。

46 自動車の運転免許取得費・改造費助成事業

障がいのある方の自立した日常生活と社会参加促進のため、自動車運転免許の取得費用や自動車の改造費用を助成します。

担当課　福祉保健課　福祉班　☎0187(84)4907

対象者	【免許取得費用】 身体障害者手帳1級から4級(肢体または聴覚)、または療育手帳をお持ちの方 【自動車改造費用】 身体障害者手帳1級から3級(上肢、下肢または体幹)をお持ちの方
助成額等	【免許取得費用】　上限額　10万円 ※免許証交付後6カ月以内に申請が必要です。 【自動車改造費用】上限額　10万円 ※改造前に申請が必要です。

47 透析通院者支援事業

透析通院者の負担を軽減するため、通院交通費相当額を助成します。

担当課　福祉保健課　福祉班　☎0187(84)4907

対象者	身体障害者手帳(腎臓)をお持ちの方で人工透析(血液透析)を受けている方
助成額等	通院1回につき450円

48 福祉医療費扶助事業(障がい者)

障がいのある方の負担軽減のため、医療費の自己負担額を助成します。

担当課　福祉保健課　医療保険班　☎0187(84)4907

対象者	・身体障害者手帳をお持ちの方、または療育手帳Aの方 ※身体障害者手帳4級から6級の方は65歳以上が対象です。 ただし、社会保険本人は対象外となります。また、所得により対象外となる場合があります。 ・精神障害者保健福祉手帳1級と自立支援医療受給者証(精神通院)の両方をお持ちの方
助成額等	自己負担額の全額

49 軽度・中等度難聴者補聴器購入助成事業

聴覚障害による障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴の方に対し、補聴器の購入費用の一部を助成します。

担当課　福祉保健課　福祉班　☎0187(84)4907

対象者	①美郷町在住の18歳以上の方 ②両耳の聴力レベルが原則30デシベル以上70デシベル未満で、障害者手帳の交付対象とならない方 ③医師に補聴器の装用が特に必要と認められた方 ④補聴器助成に係る町助成金の交付を5年間受けていない方等
助成額等	補聴器購入費用の2分の1の額(上限額5万円)

50 生活困窮者等自立相談支援事業

生活のこと、仕事のこと、家族のことなどにお困りの方の相談を生活困窮者等自立相談支援員がお聞きし、解決に向けた提案や解決までのお手伝いをします。

担当課　福祉保健課　福祉班　☎0187(84)4907

対象者	美郷町民
助成額等	無料

保健・医療に関すること

51 人間ドック等助成事業

病気の早期発見と健康管理を図るため、人間ドック等受診費用の一部を助成します。町では、人間ドックを特定健康診査に相当する健診とみなしています。

担当課　福祉保健課　医療保険班　☎0187(84)4907

対象者	国民健康保険被保険者で満40歳以上の方、 または後期高齢者医療被保険者の方
助成額等	【日帰りドック】 ・一般の方　2万円 ・還暦の方　3万円 【宿泊ドック】　3万円 【脳ドック】　2万円

52 後期高齢者医療歯科健康診査事業

後期高齢者の口腔機能の維持を図り、肺炎等の疾病を予防するため、歯・歯肉の状態や口腔清掃状態等をチェックする歯科健康診査費用を助成します。

担当課　福祉保健課　医療保険班　☎0187(84)4907

対象者	後期高齢者医療被保険者で満75歳以上の方
助成等	受診券を配布します。医療機関窓口での自己負担はありません。

53 低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業

低所得の妊婦の経済的負担の軽減を目的に、初回の産科受診料を助成します。

担当課　こども子育て課　こども家庭班　☎0187(84)4904

対象者	住民税非課税世帯または同等の所得水準である妊婦
助成額等	1件当たり5,000円を上限に、初回産科受診料を助成します。 利用できるのは1人当たり年2回以内です。

54 妊産婦健診助成事業・新生児聴覚検査・妊婦歯科健診助成事業

妊産婦・新生児の健康管理および経済的負担の軽減のため、健康診査に必要な費用を助成します。

担当課　こども子育て課　こども家庭班　☎0187(84)4904

対象者	母子手帳の交付を受け、 町内に住民票を有している妊産婦・新生児
助成等	妊婦健診17回・妊婦歯科健診1回 産後健診1回・母乳育児相談3回・新生児聴覚検査1回 ※母子手帳交付時に医療機関に提示する受診票をお渡しします。この受診票の検査分は無料です。 (上限を超えた場合は自己負担があります)

55 未熟児養育医療給付事業

身体の発育が未熟なまま生まれ、入院を必要とされるお子さんに対して、その治療に必要な医療費と食事代などを給付します。

担当課　こども子育て課　こども家庭班　☎0187(84)4904

対象者	美郷町に住所を有する1歳未満の乳児で、医師により入院養育が必要と認められた者
内容	・給付決定者には「養育医療券」を交付 ・世帯の所得に応じて、入院養育にかかった費用の一部もしくは全額を助成(一部自己負担となった分は、町の福祉医療費支給(マル福)を充てますので、自己負担は発生しません) ※リネン代やオムツ代は給付の対象外です。

56 不妊治療・不育症治療費助成事業

一般不妊治療・特定不妊治療・不育症治療を受けた夫婦の経済的負担の軽減のため、治療および検査に要した費用の一部を助成します。

担当課　こども子育て課　こども家庭班　☎0187(84)4904

対象者	一般不妊治療、特定不妊治療(体外受精、顕微授精・男性不妊治療)、不育症治療を受けた夫婦
助成額等	【一般不妊治療】治療1回につき9万円以内 【特定不妊治療】治療1回につき3万円以内 ※秋田県特定不妊治療費助成事業の助成限度額を超えた自己負担分を助成 【不育症治療】治療1回につき15万円以内

57 おたふくかぜ予防接種事業

こどものおたふくかぜの予防と保護者の経済的な負担を軽減するため、おたふくかぜワクチンの予防接種費用の一部を助成します。

担当課　こども子育て課　こども家庭班　☎0187(84)4904

対象者	初回　1歳から2歳未満児 追加　年長児(5歳から7歳未満児) ※おたふくかぜ予防接種を2回受けている児童、おたふくかぜにかかったことがある児童は対象外です。
助成額等	3,000円 ※予診票はこども子育て課で発行します。協力医療機関に予診票を提示することで自己負担額から助成額が差し引かれて請求されます。

58 インフルエンザ予防接種事業

季節性インフルエンザのまん延を防止するため、予防接種費用の一部を助成します。

担当課　福祉保健課　健康対策班　☎0187(84)4900

対象者	高校生以下の児童、妊婦、60歳以上65歳未満のハイリスク者および65歳以上の方
助成額等	2,000円 ※予診票は協力医療機関にあります。直接協力医療機関で接種してください。接種後は自己負担額から助成額が差し引かれて請求されます。

59 成人予防接種事業（風しん）

風しんの感染拡大の防止と、先天性風しん症候群が発症することを予防するため、その接種費用を助成します。

担当課　福祉保健課　健康対策班　☎0187(84)4900

対象者	①妊娠を希望する女性(満19歳から49歳未満) ②免疫が十分でない妊婦のパートナーと同居家族 ※風しんにかかったことのある方、風しんの予防接種を2回以上受けたことのある方、妊娠中の方は対象外です。
助成額等	予防接種に係る費用全額(1回) ※接種前に手続きが必要です。

60 成人予防接種事業（成人用肺炎球菌）

肺炎球菌による肺炎などを予防する目的で、接種費用を助成します。

定期接種(積極的に勧奨する年齢)の方には、予診票を郵送します。

担当課　福祉保健課　健康対策班　☎0187(84)4900

対象者	①令和7年度中に65歳となる方 ②60歳以上65歳未満の心臓・腎臓・呼吸器・免疫機能に障がいのある身体障害者手帳1級程度の方 ※①・②とも過去に「ニューモバックスNP」の予防接種を受けたことのある方は除く。
助成額等	3,000円 ※協力医療機関に予診票を提示することで、自己負担額から助成額が差し引かれます。

61 帯状疱疹予防接種事業

帯状疱疹の発症を予防することを目的に、帯状疱疹ワクチンの予防接種費用の一部を助成します。

担当課　福祉保健課　健康対策班　☎0187(84)4900

対象者	①65、70、75、80、85、90、95歳の方 (令和7年度のみ100歳以上の方も) ②上記以外の50歳以上の方 (令和7年12月まで)
助成額等	次のいずれか一方のワクチン接種に対しての助成となり、生涯において1回のみとなります。 不活化ワクチン(2回接種)　1回につき1万円 生ワクチン(1回接種)　5,000円 ※予診票は福祉保健課で発行します。協力医療機関に予診票を提示することで自己負担額から助成額が差し引かれて請求されます。

62 がん患者補正具購入費助成事業

がん治療を行っている方に対し、補正具(医療用かつら・乳房)の購入に要する費用の全部または一部を助成することにより、精神的・経済的負担の軽減や早期の社会復帰を促すことを目的に補助金を交付します。

担当課　福祉保健課　健康対策班　☎0187(84)4900

対象者	町内に住所を有し、がんと診断され治療を行っている方
助成額等	【医療用かつら(ウィッグ)】 1人につき1回限り、上限額3万5,000円 【乳房補正具】 1人につき1回限り、上限額2万円

63 高額医療費貸付事業

高額な医療費の支払いの負担を軽減するため、高額療養費支給の対象となるとき(1カ月の自己負担額が一定の限度額を超えたとき)、高額療養費の支給を受けるまでの間、資金を貸し付けます。

※町から医療機関(病院など)へ支払います。

担当課　福祉保健課　医療保険班　☎0187(84)4907

対象者	国民健康保険被保険者
貸与額	高額療養費として支給される額の9割

農林業、商工業に関すること

農林業に関すること

64 農業用無人航空機操縦者育成事業

病害虫防除のために農業用無人航空機のオペレーター技能を取得した方が所属する団体に補助金を交付します。

対象者	無人航空機を保有または導入が見込まれる町内の水稲病害虫防除事業実施団体や、農業法人および集落営農組織等の構成員等で、町民の方 ※ことしの1月から12月までに教習を受けた方
助成額等	オペレーター技能を新たに取得するために要した受講料(税抜額)の3分の1以内の額 ※対象者1人当たりの限度額は10万円

担当課　農政課　農業振興班　☎0187(84)4908

65 営農継続支援事業

営農を維持・継続する農業者等に対し、機械・施設等の購入経費の一部を助成します。

対象者	・認定農業者および認定就農者 ・認定農業者以外の農業者で63歳未満の方
助成額等	【認定農業者等】機械等購入費(税抜)の6分の1以内の額(上限額50万円) 【認定農業者以外】機械等購入費(税抜)の2分の1以内の額(上限額50万円) ※7年間の営農継続が条件　※中古機械等も可 ※アタッチメントをはじめとする付属品のみは対象外 ※税抜事業費の下限額は10万円

担当課　農政課　農業振興班　☎0187(84)4908

66 サキホコレ作付応援事業

サキホコレを作付けする農業者に生産者負担金の一部を助成します。

対象者	サキホコレを作付けし、出荷した農業者
助成額等	【特別栽培米】堆肥「美郷の大地」施用 生産者負担金の2分の1以内の額 【上記以外】生産者負担金の4分の1以内の額

担当課　農政課　農業振興班　☎0187(84)4908

67 生産力強化支援事業

認定農業者等の農業経営の複合化や規模拡大等に必要な機械・施設等の購入経費の一部を助成します。

対象者	土地利用型作物・園芸作物等の規模拡大等をする認定農業者、認定就農者等
助成額等	機械等の購入費(税抜額)の2分の1以内の額

担当課　農政課　農業振興班　☎0187(84)4908

68 作物転換総合支援事業

美郷推進作物および美郷ブランド作物を作付拡大または新規作付する農業者等に、拡大面積の助成に加え、種苗、機械等、園芸用ハウスの購入費の一部を助成します。

・美郷推進作物
アスパラガス、エダマメ、キュウリ、トマト、ネギ、スイカ、キャベツ、ホウレンソウ、シイタケ、花き(美郷雪華を除く)、ニラ、メロン、サツマイモ
・美郷ブランド作物
美郷雪華、レンコン、セリ

対象者	交付対象水田に美郷推進作物および美郷ブランド作物を前年度より作付拡大または新規作付する農業者・集落営農組織(作物に応じて拡大面積の要件あり)
助成額等	【拡大面積助成】2年間交付 露地4万円／10a、施設8万円／10a ※初年度は、拡大面積が30a以上の場合、産地交付金県推進枠1の10a当たり単価との調整があります。 【種苗助成】 美郷推進作物　補助率2分の1以内(上限額10万円) ※園芸メガ団地は上限額50万円 美郷ブランド作物　補助率2分の1以内(上限額30万円) 【機械等助成】補助率2分の1以内(上限額50万円) 【園芸用ハウス助成】補助率2分の1以内(上限額50万円)

担当課　農政課　農業振興班　☎0187(84)4908

69 6次産業化支援事業

町内農産物の加工・販売等の6次産業化の取り組みに対し、経費の一部を助成します。

対象者	町内農産物の加工・販売などの6次産業化に取り組む農業者等
助成額等	・首都圏等での展示販売・商談会等に係る経費 税抜事業費の3分の2以内の額(上限額15万円) ・町内農産物の加工機器および新商品開発等に係る経費 税抜事業費の2分の1以内の額(上限額50万円) ・農商工連携による農産物生産支援の経費 税抜事業費の2分の1以内の額(上限額25万円)

担当課　農政課　農業振興班　☎0187(84)4908

70 6次産業化施設整備支援事業

地域資源を活用した6次産業化ビジネスを推進するため、農業経営体等が取り組む機械の導入や施設の整備を支援します。

担当課　農政課　農業振興班　☎0187(84)4908

対象者	【経営多角化支援・異業種連携支援】 農業者、認定農業者、認定就農者、女性農業者、農業者が組織する団体 【女性活躍支援】女性農業者
助成額等	税抜事業費の2分の1以内の額

71 循環型農業土づくり応援事業

堆肥(美郷の大地)を購入し、出荷・販売を目的とした特別栽培米、美郷推進作物、美郷ブランド作物、大豆および生薬を栽培するために施用した農業者等に対し、堆肥(美郷の大地)の購入費の一部を助成します。

担当課　農政課　農業振興班　☎0187(84)4908

対象者	1月から12月に堆肥(美郷の大地)を購入し、出荷・販売を目的とした特別栽培米、美郷推進作物、美郷ブランド作物、大豆および生薬を栽培するために施用した農業者等
助成額等	堆肥(美郷の大地)の購入費(税抜額)の3分の1以内の額 (上限単価　5,000円／10a)

72 新規就農者支援事業

町外から転入して町内で新規就農する場合に住居・農地の賃借料の一部を助成します。

担当課　農政課　農業振興班　☎0187(84)4908

対象者	町外から転入して町内で新規就農する認定就農者
助成額等	【住居賃借料】　賃借料の2分の1以内の額 (上限額5万円／月)　交付期間　4年間 【農地賃借料】　賃借料の全額 (上限額15万円／年)　交付期間　4年間

73 新規就農者研修支援事業

新規就農に必要な技術を身に付けるため、研修施設で農業研修する方に対して、研修奨励金を交付します。

担当課　農政課　農業振興班　☎0187(84)4908

対象者	研修施設で農業研修する就農時の年齢が50歳未満の方
助成額等	【奨励金額】　7万5,000円／月 【交付期間】　2年間以内

74 新規就農者育成総合対策事業

認定就農者に対して資金を助成します。

担当課　農政課　農業振興班　☎0187(84)4908

対象者	就農時の年齢が50歳未満の認定就農者
助成額等	【経営確立資金】 12万5,000円／月　交付期間　最長3年間 【機械導入資金】 機械等購入費(税抜額)の4分の3以内の額 補助対象上限額　500万円

75 新規就農者雇用促進支援事業

農業法人が50歳未満の町民を雇用した場合に社会保険料事業主負担分を助成します。

担当課　農政課　農業振興班　☎0187(84)4908

対象者	50歳未満の町民を雇用した農業法人
助成額等	社会保険料の事業主負担分を助成 上限額3万円／月 ※ただし、雇用開始後2年間

76 新規就農者経営安定支援事業

新規就農者の種子・肥料・農薬等の購入費を助成します。

担当課　農政課　農業振興班　☎0187(84)4908

対象者	新規就農者育成総合対策事業に該当する新規就農者
助成額等	上限額10万円 ※ただし、新規就農後3年間

77 農地所有適格法人育成事業

集落営農等から農業法人を設立した場合に助成します。

担当課　農政課　農業振興班　☎0187(84)4908

対象者	集落等を基礎として設立された農業法人
助成額等	1法人10万円

78 農地所有適格法人運営支援事業

設立間もない農業法人の円滑な運営を支援するため、専門家へ依頼した会計事務等の経費の一部を助成します。

担当課　農政課　農業振興班　☎0187(84)4908

対象者	集落等を基礎として設立された農業法人
助成額等	専門家へ依頼した会計事務等の経費(税抜10万円以上)の2分の1以内の額(上限額15万円) ※ただし、設立後会計年度3年分

79 スマート農業導入支援事業

規模拡大を図る農業者を支援するため、スマート農機の導入およびRTK基地局の利用に係る費用の一部を助成します。

対象者	認定農業者、認定就農者および集落営農組織
助成額等	【①スマート農機導入分】 機械等購入費(税抜額)の3分の1以内の額 (上限額100万円) 【②自動操舵システム取付分】 機械等購入費(税抜額)の2分の1以内の額 (上限額50万円) 【③RTK基地局利用料分】 ライセンス利用料(税抜額)の2分の1以内の額 (利用開始後1年間) ※①・③または②・③のいずれかに取り組むこと。 ※秋田県仙北平野土地改良区が管理運営するRTK基地局を利用すること。 ※事業実施の翌々年度までに作業面積が1割以上拡大する計画であること。

担当課　農政課　農業振興班　☎0187(84)4908

80 薬用植物栽培支援事業

薬用植物を栽培している農業者に対し補助金を交付します。

対象者	町が指定する供給元から種苗の提供を受けて薬用植物(カンゾウ・キキョウ・エイジツ等)を栽培している農業者
助成額等	【栽培面積に対する助成】※産地交付金と同額 4万6,000円以内／10a(田以外) 【出荷重量に対する助成】7,000円以内／kg

担当課　農政課　農業振興班　☎0187(84)4908

81 優良牛飼育奨励事業

繁殖用雌牛、肥育用素牛、乳用雌牛を導入した畜産農家に対し、導入費用の一部を助成します。

対象者	家畜市場で優良牛(繁殖用雌牛、肥育用素牛、乳用雌牛)を導入した畜産農家
助成額等	・1頭当たりの導入費用の10%（上限額4万円） ※1畜種ごとに1経営体当たり年間上限額20万円 ・繁殖用雌牛の自家保留の場合は、当月市場雌牛平均価格の10%（上限額4万円） 【堆肥センターに家畜排泄物を搬入している場合】 ・1頭当たりの導入費用の12.5%（上限額5万円） ※1畜種ごとに1経営体当たり年間上限額25万円 ・繁殖用雌牛の自家保留の場合は、当月市場雌牛平均価格の12.5%（上限額5万円）

担当課　農政課　農業振興班　☎0187(84)4908

82 優良子牛生産支援事業

育種価の高い受精卵の使用による優良肉用牛の生産を支援するため、移植する受精卵の購入費用の一部を助成します。

対象者	畜産農業者等
助成額等	優良黒毛和種の受精卵の購入費(税抜額)の2分の1以内の額(上限額2万円／卵)

担当課　農政課　農業振興班　☎0187(84)4908

83 家畜自衛防疫事業

家畜の疫病予防のため、予防接種費用の一部を助成します。

対象者	家畜の予防接種をする畜産農家
助成額等	接種料金の2分の1の額

担当課　農政課　農業振興班　☎0187(84)4908

84 夢ある畜産経営ステップアップ支援事業

複合型生産構造の転換を加速させるため、畜産経営体が行う規模拡大に必要な家畜の導入や機械・施設等の整備を支援します。

対象者	認定農業者および認定就農者
助成額等	繁殖用雌牛（外部導入）　3分の1以内 (上限額25万6,100円/1頭) （自家保留）　10万4,000円以内(定額) 肥育素牛　1万6,800円 乳用初妊牛　3分の1以内 (上限額28万6,000円/1頭) ※増頭分が対象となります。 畜舎、スマート農業機械、比内地鶏生産拡大、自給飼料生産拡大(機械整備、草地整備改良、稲わら用保管庫)、耕畜連携(堆肥散布用機械、堆肥舎・堆肥保管庫)については、税抜事業費2分の1以内の額。

担当課　農政課　農業振興班　☎0187(84)4908

85 環境保全型農業直接支払事業

化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減したうえで、地域温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組んだ農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等に対し交付金を交付します。

担当課　農政課　農林整備班　☎0187(84)4908

対象者	町が事業計画を認定した農業者団体等
助成額等	【有機農業】 そば等雑穀、飼料作物以外　14,000円／10a そば等雑穀、飼料作物　3,000円／10a 【堆肥の施用】　3,600円／10a 【緑肥の施用】　5,000円／10a 【総合防除】 そば等雑穀、飼料作物以外　4,000円／10a そば等雑穀、飼料作物　2,000円／10a 【炭の投入】　5,000円／10a

86 多面的機能支払事業

将来にわたって農業・農村の基盤を支え、環境の向上を図るため、農業者、地域住民、自治会、関係団体などで構成する活動組織の地域共同活動に交付金を交付します。また、老朽化が進む農業用の用排水路などの長寿命化のための補修等の取り組みに交付金を交付します。

担当課　農政課　農林整備班　☎0187(84)4908

対象者	町が事業計画を認定した活動組織
助成額等	【農地維持支払】 3,000円/10a 【資源向上支払(共同)】 新規組織　2,400円/10a 継続組織　1,800円/10a ※継続組織:事業に5年以上取り組んだ組織

87 中山間地域等直接支払事業

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取り決め(協定)を締結し、それにしたがって農業生活生産活動等を行う場合に、面積に応じて交付金を交付します。

担当課　農政課　農林整備班　☎0187(84)4908

対象者	町が事業計画を認定した集落協定等
助成額等	【田】 急傾斜(20分の1以上)　:21,000円/10a 緩傾斜(100分の1以上)：8,000円/10a 【畑】 急傾斜(15°以上)　:11,500円/10a 緩傾斜(8°以上)　：3,500円/10a

88 林業トップランナー養成研修等支援事業

秋田県林業トップランナー養成研修を受講する方に対して補助金を交付します。

担当課　農政課　農林整備班　☎0187(84)4908

対象者	町内に住所を有し、秋田県林業トップランナー養成研修の受講を許可された方
助成額等	秋田県林業トップランナー養成研修の受講料に相当する額

89 アメリカシロヒトリ等防除支援事業

アメリカシロヒトリ等の共同防除に必要な薬剤購入費に対して補助金を交付します。

担当課　農政課　農林整備班　☎0187(84)4908

対象者	町内会、自治会、集落等
助成額等	薬剤購入費(税抜額)の3分の2以内の額

90 狩猟免許新規取得支援事業

有害鳥獣の捕獲のために、新たに狩猟免許を取得する方に対して補助金を交付します。

担当課　農政課　農林整備班　☎0187(84)4908

対象者	町内に住所を有し、美郷町鳥獣被害対策実施隊に加入される方
助成額等	免許取得等に係る経費の3分の2以内の額 (上限額7万円)

91 鳥獣被害防止対策支援事業

農地等における鳥獣による被害を防止するため、侵入防止柵等の設置費用の一部を助成します。

担当課　農政課　農林整備班　☎0187(84)4908

対象者	町内に住所を有し、かつ町内の農地等に侵入防止柵等を設置しようとする方
助成額等	【出荷作物を生産している農地等に設置する場合】 消費税抜き事業費の2分の1(千円未満切捨) 【自家消費用作物を生産している農地等に設置する場合】 消費税抜き事業費の4分の1(千円未満切捨)

92 有害鳥獣誘引樹木伐採事業

人の生活圏への有害鳥獣の出没を抑制するため、有害鳥獣を誘引する樹木の伐採費用の一部を助成します。

対象者	・町内にクリ・カキなどの有害鳥獣を誘引する樹木(誘引樹木)を所有し、当該樹木の伐採を業者に委託する個人または団体 ・誘引樹木を管理し、所有者の同意を得て、当該樹木を業者に委託する個人または団体
助成額等	・伐採費分と処分費分の補助金算定額の合計額(千円未満切り捨て) 【伐採費分】 消費税抜き伐採費の2分の1(樹木1本当たり上限額25,000円) 【処分費分】 消費税抜き処分費の2分の1(樹木1本当たり上限額25,000円)

担当課 農政課 農林整備班 ☎0187(84)4908

商工業に関すること

93 中小企業支援事業

中小企業の経営安定や商工業の振興を図るため、必要な資金をあっせんし、融資に係る利子や保証料を助成します。

対象者	①町内に店舗または工場を有する事業者で、1年以上同一事業を営んでいる方 ②町内で新規に事業を営む方(事業開始または会社設立5年未満の方を含む)
助成額等	【融資限度額】 ①制度により1,500万円または1,250万円 ②1,000万円 【助成額】・保証料の全額(一部制度については自己負担あり) ・貸付利率の2分の1の額(2年間)

担当課 商工観光交流課 商工観光交流班 ☎0187(84)4909

94 商工業振興奨励金交付事業

町内の企業、団体または個人が事業所を新設もしくは増設して町内居住者を雇用した場合または機械装置を整備した場合、固定資産税相当額の奨励金を交付します。

対象者	①事業所整備 100万円以上の固定資産を取得し、町内居住者1人以上を正規雇用した事業者 ②機械装置整備 150万円以上の固定資産を取得した事業者
助成額等	①固定資産税相当額(3年分) ②固定資産税相当額の2分の1(3年分) ただし、町内居住常時雇用者が1人以上の場合は固定資産税相当額の3分の2 ※令和6年3月31日まで取得した場合は5年分 令和7年3月31日まで取得した場合は4年分

担当課 商工観光交流課 商工観光交流班 ☎0187(84)4909

95 誘致企業奨励金交付事業

製造業、旅館業(下宿業除く)、情報サービス業等、農林水産物等販売業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、農業・林業、観光・レジャー産業で、町内に事業所を新設または増設した場合、企業立地や雇用に対して奨励金を交付します。

対象者	・業種や新増設に応じて投下固定資産額500万円～5,000万円以上 ・常時雇用者が1人～5人以上
助成額等	・固定資産税相当額(5年分) ・町内居住者常時雇用数5人を超える人数に対し1人当たり5万円 ※2年間で上限額500万円

担当課 商工観光交流課 商工観光交流班 ☎0187(84)4909

96 本社機能移転促進事業

美郷町内への本社機能移転を促進し、町内における産業の活性化および町民の雇用機会の拡大を図ることを目的に、町外から本社機能を移転する企業に対して支援します。

対象者	本社所在地が町外にある企業および事業者(製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業 または観光関連産業の用に供する施設)
助成額等	町内に本社機能移転する事業に要する経費(上限額100万円)

担当課 商工観光交流課 商工観光交流班 ☎0187(84)4909

97 企業紹介型企業誘致サポーター事業

美郷町内への企業誘致を促進し、町内における産業の活性化および町民の雇用機会の拡大を図ることを目的に、自ら企業誘致活動に取り組む町内企業および進出企業に対して支援します。

対象者	①紹介企業(自ら企業誘致活動に取り組む町内に事業所を有する企業および事業者) ②進出企業(美郷町企業誘致条例または美郷町商工業振興奨励金交付要綱に定める基準に該当する、町内に新たに事業所を設置する企業および事業者)
助成額等	①紹介企業が自ら行う誘致活動に要する経費(上限額50万円) ②紹介を受けて進出する企業の事業所設置に要する経費(上限額100万円)

担当課 商工観光交流課 商工観光交流班 ☎0187(84)4909

98 中小企業新分野進出応援事業

町内産業の活性化および町民の雇用の確保を図るため、町内企業の新分野への進出を支援します。

担当課　商工観光交流課　商工観光交流班
☎0187(84)4909

対象者	町内において1年以上の事業実績があり、すでに行っている事業を継続しながら、日本標準産業分野の大分類(製造業は小分類)を超えて新分野に進出する企業
助成額等	設備導入に要する経費の3分の1以内の額 (上限額200万円) ※上限額は、町内業者から導入の場合

99 企業人材獲得支援事業

町内企業の人材獲得の促進と雇用環境の活性化を図るため、複数の企業で実施するインターンシップや人材獲得に関連した事業を支援します。

担当課　商工観光交流課　商工観光交流班
☎0187(84)4909

対象者	複数企業によるインターンシップ事業を実施する協議会等
助成額等	対象経費の3分の2以内の額(上限額60万円)

100 起業者総合支援事業

新たに起業することを目的として店舗または事務所等の新築・増改築等に要する経費の一部を助成します。

担当課　商工観光交流課　商工観光交流班
☎0187(84)4909

対象者	町内で新たに起業する事業者等 (町内に住所を有する方)
助成額等	事務所等の新築、増改築等に要する経費の 2分の1以内の額(上限額200万円) ※上限額は町内業者施工の場合

101 空き店舗等活用家賃支援事業

空き施設の解消を図るとともに、空き施設を活用して出店する事業者に賃貸借料の一部を助成します。

担当課　商工観光交流課　商工観光交流班
☎0187(84)4909

対象者	空き施設(「空き家バンク」登録物件)の借上期間が 2年以上となる方
助成額等	【借上期間1～2年目】賃貸借料の2分の1の額 (上限額1カ月当たり5万円) 【借上期間3～4年目】賃貸借料の4分の1の額 (上限額1カ月当たり2万5,000円)

102 空き店舗等活用出店促進事業

空き店舗等の解消および出店を促進し、商工業の振興および地域活性化を図るため、町内での空き店舗等の改修、新増築や駐車場整備を行う事業者に対して、費用の一部を助成します。

担当課　商工観光交流課　商工観光交流班
☎0187(84)4909

対象者	空き家バンクの登録物件を活用して出店を行う事業者
助成額等	対象経費の2分の1以内の額(上限額150万円) ※上限額は町内業者施工の場合

103 雇用促進支援事業

雇用環境の維持を図ることを目的として、新たな雇用創出を行った町内事業者の正規雇用者に係る人材育成費用を支援します。

担当課　商工観光交流課　商工観光交流班
☎0187(84)4909

対象者	町内事業者
助成額等	次に該当する60歳未満の町民を新たに正社員(雇用期間の定めなし)として、町内事業所で6カ月雇用を継続した場合 ①新卒者(高校、大学等を卒業して3年以内の未就職者) 15万円 ②中途採用者　10万円 ③移住者(10年以上の町外居住者)　10万円 ④起業者総合支援事業、中小企業新分野進出応援事業、商工業振興奨励金、本社機能移転促進事業により雇用された者　10万円

104 雇用機会創出支援事業

企業が人材獲得または雇用機会の創出のために実施するインターンシップの費用の一部を助成します。

担当課　商工観光交流課　商工観光交流班
☎0187(84)4909

対象者	町内事業者
助成額等	1人当たり(1企業あたり3名まで) 交通費の2分の1以内の額(上限額2万円) 宿泊費の2分の1以内の額(上限額2万5千円)

105 職業訓練等支援事業

職業スキル向上による就労支援のため、町が指定する職業訓練団体が行う特別教育および技能検定に係る準備講習会等の受講料を助成します。

担当課　商工観光交流課　商工観光交流班
☎0187(84)4909

対象者	美郷町民
助成額等	受講料の全額

106 資格取得サポート事業

就業機会の拡大を図るため、求職者の各種技能や知識向上を図る教育訓練費用、資格取得費用の一部を助成します。

担当課　商工観光交流課　商工観光交流班
☎0187(84)4909

対象者	美郷町民(60歳未満)
助成額等	対象経費の2分の1以内の額 (上限額5万円　年度内1人につき1件まで) ※厚生労働大臣指定教育訓練対象資格に限る。

107 特産品開発事業

特産品の新規開発および販路拡大を図るため、地域資源を活用した新たな特産品となる新商品を開発しようとする町内の事業者等に対し、調査研究等に要する経費の一部を助成します。

担当課　商工観光交流課　商工観光交流班
☎0187(84)4909

対象者	町内事業者等
助成額等	対象経費の3分の2以内の額 (上限額30万円)

108 パッケージデザイン等支援事業

美郷町産品のイメージアップと商品のブラッシュアップを図るため、新たな特産品パッケージデザインを企画・制作する経費または美郷雪華を活用した商品や美郷ブランド認定商品の商品宣伝資材等に要する経費の一部を助成します。

担当課　商工観光交流課　商工観光交流班
☎0187(84)4909

対象者	町内事業者
助成額等	対象経費の3分の2以内の額 (上限額20万円)

109 ビジネスマッチング支援事業

販路拡大と地域産業の振興を図るため、町内事業者等が販路開拓を目的とした展示会または見本市などへの参加経費の一部を助成します。

担当課　商工観光交流課　商工観光交流班
☎0187(84)4909

対象者	町内事業者等
助成額等	対象経費の2分の1以内の額(上限額10万円) ※美郷ブランド認定商品は上限額20万円

110 海外ビジネス推進事業

海外ビジネスを推進するとともに、来町意欲を喚起するための町のPRを図る町内事業者等に対し、海外販路の開拓を目的とした展示会または見本市などへの参加経費および外国人向け情報発信に要する経費の一部を助成します。

担当課　商工観光交流課　商工観光交流班
☎0187(84)4909

対象者	町内事業者等
助成額等	対象経費の3分の2以内の額(上限額50万円) ※美郷ブランド認定商品は上限額60万円

111 インターネット販売販路開拓支援事業

販路拡大と地域産業の振興を図るため、町内事業者等がインターネットを利用した販路開拓を行う環境整備に要する経費の一部を助成します。

担当課　商工観光交流課　商工観光交流班
☎0187(84)4909

対象者	町内事業者等
助成額等	対象経費の3分の2以内の額 (上限額20万円)

112 省エネルギー設備更新支援事業

町内事業者が行う省エネルギー設備への更新に要する経費の一部を助成します。

担当課　商工観光交流課　商工観光交流班
☎0187(84)4909

対象者	町内事業者
助成額等	対象経費の2分の1以内の額(上限額100万円) (生産およびサービスを提供するために必要な省エネルギー等に資する設備の購入費、工事費(既存設備の更新に限定、撤去費・処分費を含む))

くらし・環境、まちづくりに関すること

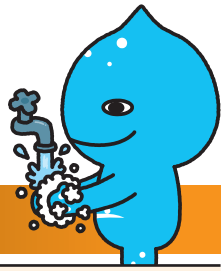

くらし・環境に関すること

113 ごみ集積施設設置費補助事業

環境の浄化と公衆衛生のため、ごみ集積所を設置・更新または修繕整備(1万円以上のもの)する場合に整備費の一部を助成します。

担当課　住民生活課　環境安全班　☎0187(84)4903

対象者	町内会、自治会、集落等
助成額等	整備費の3分の2以内の額 (上限額20万円)

114 生ごみコンポスト設置費補助事業

ごみの減量化のため、生ごみ処理コンポストを設置する場合に設置費の一部を助成します。

担当課　住民生活課　環境安全班　☎0187(84)4903

対象者	美郷町民
助成額等	設置費の2分の1以内の額 (上限額5,000円) ※設置個数の上限なし

115 生ごみ処理機設置費補助事業

ごみの減量化のため、生ごみ処理機を設置する場合に設置費の一部を助成します。

担当課　住民生活課　環境安全班　☎0187(84)4903

対象者	美郷町民
助成額等	設置費の2分の1以内の額 (上限額3万円) ※1世帯につき1台限り

116 町営墓地の使用について

墓地のない方が墓地を設置しようとする場合、町で管理している町営墓地および墓地公園を使用することができます。

担当課　住民生活課　環境安全班　☎0187(84)4903

対象者	・美郷町に本籍または住所を有する方 ・美郷町に本籍または住所を有しないが本町出身者であり、町内に縁故者が居住している方
助成額等	区画の空き状況や永代使用料等については、お問い合わせください。

117 危険空家解体補助事業

安全で安心なまちづくりの推進を図るため、適正な管理がされておらず、周囲に危険をおよぼす恐れのある空家(危険空家)の解体費用の一部を補助します。

担当課　住民生活課　環境安全班　☎0187(84)4903

対象者	町が定めた基準により、危険空家と認められた家屋の所有者や管理人等 (町税の完納等補助要件を満たす方)
助成額等	解体費用の2分の1以内の額 特定空家等に認定されたもの(上限額80万円) 危険空家と認められたもの(上限額50万円)

118 住宅リフォーム緊急支援事業

安心安全で快適な生活を営むことができるよう住環境の質の向上または自然災害による被害からの促進を図るため、住宅リフォーム工事費や復旧工事費の一部を助成します。

令和7年度からは補助対象工事費を50万円以上から20万円以上へと緩和し、自然災害復旧工事の補助率を10%から20%へ引き上げます。また、新たに補助率15%の省エネ・断熱化工事の項目を設けます。

担当課　建設課　建設管理班　☎0187(84)4910

対象者	自ら居住する住宅のリフォーム工事を行う方、自然災害で被害を受けた住宅等の復旧工事を行う方
助成額等	住宅1戸当たり　補助対象工事費20万円以上 ※補助金額 一般リフォーム工事　補助対象工事費の10%の額(上限額10万円) 省エネ・断熱化工事　補助対象工事費の15%の額(上限額15万円) 自然災害復旧工事　補助対象工事費の20%の額(上限額10万円) ※施工業者は町内事業者に限ります。 ※この助成を受けてから一定の年数を経過した場合は、再度申請することができます。 【同一部位】10年以上経過 【それ以外】5年以上経過 ※自然災害復旧工事の場合は、り災証明書が必要で、災害ごとに1回申請できます。

119 耐震改修促進事業

一般住宅の耐震化促進のため、耐震診断および耐震改修に係る費用の一部を助成します。

担当課　建設課　建設管理班　☎0187(84)4910

対象者	昭和56年5月31日以前に建築された町内の木造住宅の耐震診断・耐震改修を行う方
助成額等	【耐震診断費用】定額13万円(うち自己負担1万円) 【耐震改修費用】耐震改修の3分の1の額 町内事業者施工　上限額70万円 町外事業者施工　上限額60万円

120 水道遠距離給水管敷設補助事業

町水道本管から宅地間の公道に給水管を敷設する工事費の一部(10mを超える距離)を助成します。

担当課　建設課　上下水道班　☎0187(84)4910

対象者	水道給水区域内に居住の方
助成額等	公道に敷設する給水管で、町水道本管から10mを超えた部分の工事費の2分の1の額 (上限額50万円)

121 下水道接続工事補助事業

水洗便所の普及促進と環境衛生の向上のため、新規に下水道接続工事を実施する場合、接続工事費用の一部を助成します。

担当課　建設課　上下水道班　☎0187(84)4910

対象者	公共下水道・農業集落排水処理区域内に居住の方
助成額等	既存住宅において新規に接続し、町内業者が施工した場合、対象工事費の2分の1以内の額 (上限額20万円)

122 合併浄化槽導入促進事業・水質環境保全事業

水質保全のため、合併浄化槽設置費用の一部を助成します。合併浄化槽設置後は、水質検査費用を助成します。

担当課　建設課　上下水道班　☎0187(84)4910

対象者	公共下水道・農業集落排水処理区域以外に居住(予定)の方
助成額等	【合併浄化槽設置費用の助成】 居住人数等により助成額が変わります。 (例) 5人槽　限度額 44万円 7人槽　限度額 52万4,000円 ※町内業者が施工した場合、上記限度額に2万円加算されます。 ※合併浄化槽の更新は対象外となります。 【水質検査費用の助成】毎年 5,000円

123 冬期推定使用水量による推定料金の運用

水道と農業集落排水(一部下水道)の冬期の使用料を、夏期と同程度の料金を納入できるように調整します。これにより、春の精算額が高額になることを防ぐことができます。春の検針後に精算を行うことにより、公平性を保ちます。

担当課　建設課　上下水道班　☎0187(84)4910

対象者	水道または農業集落排水処理区域内(一部下水道区域内)に居住している方
内容	9月から11月の使用水量から平均使用水量を決定し、それに基づいた推定料金を請求します。 春の検針後に精算を行います。

124 家庭用飲用井戸等整備事業

安定的な飲用水の確保を図るため、水道給水区域外の地下水を水源としている地域において、家庭用飲用井戸や、飲用水の供給設備を設置する場合等に必要な経費を助成します。

担当課　建設課　上下水道班　☎0187(84)4910

対象者	水道給水区域外に居住の方
助成額等	【対象設備】ボーリング・取水管・ポンプ・給水管・貯水タンク・浄水設備の各工事費用および水質検査費用　※仕様に制限があります。 【助成額】2分の1以内の額(上限額50万円) ※上限額まで再度申請が可能ですが、同一設備は1回限りの申請となります。

125 浄水器等購入支援補助事業(仙南地区)

仙南地区の水道利用者に対し、浄水器購入費用の一部を助成します。

担当課　建設課　上下水道班　☎0187(84)4910

対象者	水道水から有機フッ素化合物(PFOS・PFOA)が検出された仙南地区の上下水道に加入・利用している方
助成額等	【助成対象費用】 浄水器本体・ろ材等浄水器消耗品購入費、浄水器取付工事費 ※浄水器は有機フッ素化合物(PFOS・PFOA)の除去性能が確認できたもの 【助成額】 助成対象費用の2分の1以内の額 ※メーター口径により上限額が変わります。また同一給水装置につき1回限りの申請 (例) 20㎜まで　5,000円 30㎜まで　10,000円

126 除排雪支援事業（除雪機械の貸出）

地域の高齢者世帯や集会施設等の除排雪作業を地域ぐるみで行う活動を支援するため、除排雪事故防止を啓蒙しながら、ハンドガイド式除雪機械を貸し出します。

担当課　住民生活課　環境安全班　☎0187(84)4903

対象者	自主防災組織、行政区、自治会、住民活動団体 ※団体の代表者が申請できます。営利目的および個人的利用は対象外です。
助成額等	貸出期間は最大4日間で貸出料は無料(燃料は申請者が負担)です。各ふれあい館へ電話にて事前予約をしてから貸出申請をしてください。 【ハンドガイド式除雪機械(除雪幅91cm、275kg)】 北ふれあい館　1台(☎87-6550) 中央ふれあい館1台(☎84-2822) 南ふれあい館　1台(☎84-4915) ※積込用アルミブリッジも貸し出しますが、除雪機械を運搬する車両(軽トラック以上)は用意してください。

127 雪下ろし作業中の安全対策事業

雪下ろし作業中の安全対策のため、ヘルメットや墜落制止用器具を無料でお貸しします。

担当課　住民生活課　環境安全班　☎0187(84)4903

対象者	美郷町に住民登録している方 (マイナンバーカード・運転免許証等で確認)
助成額等	【貸出期間】貸出日を含み最大4日間 【貸出用具】ヘルメット、墜落制止用器具(フルハーネス)、安全ロープ 【貸出場所】役場住民生活課

128 美郷暮らしサポート事業

定住者の増加および地域の活性化を図るため、町内外在住者が美郷町に新規に家屋を取得し定住した場合、美郷暮らし促進奨励金を交付します。

担当課　商工観光交流課　商工観光交流班
☎0187(84)4909

対象者	町内に5年以上定住することを目的として、令和6年中に家屋を取得・新築した町民や町外在住者等
助成額等	交付要件、交付額、申請方法等詳細については、左記担当へお問い合わせください。

129 空き家等活用移住定住促進事業

空き家や空き地の解消および町への移住と定住を促進し、地域の活性化を図るため、空き家や空き地を活用した法人等が行う宅地分譲、分譲住宅や民間賃貸住宅の整備に対する補助金や空き家バンク登録物件の売買が成約した場合に奨励金を交付します。

担当課　商工観光交流課　商工観光交流班
☎0187(84)4909

対象者	①②法人(宅地建物取扱業の免許が必要となる場合があります) ③個人または法人 ④空き家バンク登録物件の所有者
助成額等	①宅地分譲整備事業 空き家解体後に宅地分譲を整備 【解体】対象経費の2分の1の額 (上限額50万円／空き家1棟) ②分譲住宅建設事業 空き家解体後または空き地に分譲住宅を建設 【解体】対象経費の2分の1の額 (上限額50万円／空き家1棟) 【建設】対象経費の20分の1の額 (上限額100万円／分譲住宅1棟) ③賃貸住宅建設事業 空き家解体後または空き地に賃貸住宅を建設 【解体】対象経費の2分の1の額 (上限額50万円／空き家1棟) 【建設】対象経費の20分の1の額(上限額300万円) ④空き家バンク成約奨励金 上限額5万円／1物件(固定資産税相当額の2倍)

130 清水周辺環境保全事業

美郷町清水周辺環境整備・保全計画の整備計画を策定済みの地区所在の清水について、おおむね5世帯以上の方で構成される自治会等が冬期間を除く月2回以上の保全活動を行った場合に補助金を交付します。

担当課　商工観光交流課　商工観光交流班
☎0187(84)4909

対象者	行政区、自治会、住民活動団体
助成額等	1活動団体当たり 均等割額　1万円 1区分ごとの実績額(3,000円～6,000円)×活動月数 (上限額10万円)

131 行政区機能強化事業

行政区の活動を円滑に実施するため、交付金を交付します。

担当課　総務課　総務班　☎0187(84)1111

対象者	行政区
助成額等	900円×世帯数

132 活力ある地域づくり事業

活力ある地域活動を推進するために地域団体が行う事業に対し、事業費の一部を助成します。
(活用例)
・地域や自治会主催の夏(冬)まつり、グラウンドゴルフ大会など
・住民団体主催のイベント、コンサートなど

担当課　企画財政課　企画財政班　☎0187(84)4901

対象者	行政区、自治会、ボランティア団体、住民活動団体
助成額等	対象経費の3分の2以内の額(上限額30万円) ただし、累計4回以上の事業については、対象経費の2分の1以内の額(上限額20万円) 累計7回以上の事業については、対象経費の3分の1以内の額(上限額10万円) 伝統行事については対象経費の2分の1以内の額(上限額5万円) ※補助金額が1万円未満となる事業は対象外

133 ボランティア活動支援充実事業

福祉の向上に寄与する団体が実施するボランティア事業に対し、事業費の一部を助成します。

担当課　福祉保健課　福祉班　☎0187(84)4907

対象者	1年以上の活動実績を有し、福祉活動を主たる目的とし、公益的性格の強い事業を行う団体等
助成額等	次の交付基準に定める額と交付申請額を比較し、少ない方の額を限度額とする。 ・均等割　会員数　20人未満　5,000円 20人以上50人未満　1万円 50人以上　1万5,000円 ・会員割　会員数　1人当たり　500円 ・事業割　福祉(高齢・障がい・母子・児童を対象とする事業)目的とする事業計画の2分の1以内の額 ※交付要件、交付額、申請方法等詳細については、左記担当へお問い合わせください。

134 地域活動拠点整備事業

自治会の集会所等の新築、増改築および備品整備をする場合に、事業費の一部を助成します。
(活用例)
屋根の塗装・葺き替え、畳替え、床張り替え、エアコン設置、和室用机・椅子の購入、トイレの水洗化や下水道等の接続など

担当課　企画財政課　企画財政班　☎0187(84)4901

対象者	行政区
助成額等	対象経費の2分の1から4分の3以内の額 ※上限額【新築】600万円 【増改築】200万円 【備品】30万円 交付要件、交付額、申請方法等詳細については、左記担当へお問い合わせください。 ※次の場合は対象外です。 ・新築および増改築の場合: 補助対象事業費が10万円未満 ・備品整備の場合:補助対象事業費が3万円未満 過去3年以内に活用した場合

135 結婚新生活支援事業

婚姻に伴う経済的負担を軽減することにより、少子化対策の推進ならびに若者の定住促進を図るため、新婚世帯に対し住宅取得、住宅リフォームまたは住宅賃借および引っ越しに係る費用の一部を助成します。

担当課　商工観光交流課　商工観光交流班
☎0187(84)4909

対象者	・令和7年1月1日から令和8年3月31日の間に婚姻した夫婦 ・婚姻時の年齢が夫婦ともに39歳以下 ・夫婦の所得合計金額が年間500万円未満 ・申請時点で夫婦双方または一方の住民票の住所が町内居住地であること
助成額等	次のうち、令和7年4月1日から令和8年3月31日の間に支払った費用について、婚姻日における満年齢が夫婦ともに29歳以下の場合は1世帯につき60万円まで、それ以外は30万円まで助成 ・住宅の取得費(建物のみ) ・住宅のリフォーム費 ・賃料、敷金、礼金、共益費および仲介手数料 ・引越費用(業者へ支払った費用) ※助成要件、助成額、申請方法等詳細については、左記担当へお問い合わせください。

136 出会い創出事業

独身男女の出会いの場を提供する団体や民間企業に対して、交流イベント等の費用を助成します。

担当課　企画財政課　企画財政班　☎0187(84)4901

対象者	民間団体および企業
助成額等	上限額30万円 ※助成対象事業・経費、申請方法等詳細については、左記担当へお問い合わせください。

137 あきた結婚支援センター入会登録料助成事業

あきた結婚支援センターに入会する際の登録料を全額助成します。

担当課　企画財政課　企画財政班　☎0187(84)4901

対象者	①新規にあきた結婚支援センターに入会する方 ②すでにあきた結婚支援センターに入会しており、令和7年4月1日以降に更新手続きをする方
助成額等	登録料の全額(1万円)

令和7年度イベント案内

開催時期は現時点の予定です。開催時期が異なる場合がありますので、
広報美郷や町ホームページなどで詳細をご確認ください。

通年開催

芸術文化推進事業　担当課　生涯学習課　社会教育班　☎0187(84)4915
歴史文化財班　☎0187(84)4040

豊かな心を養うため、「自衛隊音楽隊コンサート」、「美郷フェスタ音楽コンサート」、「浮世絵版画展」、「秋田県美術展覧会仙北地域展」などを開催します。

6月中旬～6月下旬

美郷町ラベンダーまつり　担当課　商工観光交流課　商工観光交流班　☎0187(84)4909

町の花であるラベンダーの開花に合わせ、ラベンダーまつりを開催します。
※ラベンダーの開花状況によって、開催時期が異なる場合があります。

6月22日(日)

美郷町消防訓練大会　担当課　住民生活課　環境安全班　☎0187(84)4903

消防団員の日ごろの訓練成果を示すとともに、団員相互の団結と士気高揚を図り、町民の信頼感を深めることを目的とし開催します。皆さまの応援参観をお待ちしています。**※団員募集中!!(性別不問、女性団員も大歓迎です)**

7月から11月

美郷カレッジ　担当課　生涯学習課　社会教育班　☎0187(84)4915

各界の第一線で活躍されている方々を講師に招き、深い経験と広い視野に基づいた講座を開催します。

10月25日(土)～10月26日(日)

美郷フェスタ　担当課　農政課　農林整備班　☎0187(84)4908

産業と文化の融合を図るため、町、農業協同組合、商工会等の共催で、農産展や商工市などのイベントを開催します。

11月下旬

美郷町読書フェスタ　担当課　生涯学習課　歴史文化財班　☎0187(84)4040

読書の推進を図るため、読み聞かせや語り、講演会などを開催します。

12月上旬

「わらの文化」交流の集い　担当課　生涯学習課　歴史文化財班　☎0187(84)4040

わら細工文化に関する講演会や交流イベントを開催します。

いきいきスポーツ健康のまち宣言

美郷町は町民が皆、健やかで心豊かに暮らすことを願い、スポーツを通じて健康を育み、元気でいきいきとした町を目指すことをここに宣言します。

一、私たちは、スポーツを通じて、健康な心と体をつくります。
一、私たちは、スポーツに親しみ、ふれあいと交流を深めます。
一、私たちは、スポーツを楽しみ、活気ある町を目指します。
一、私たちは、スポーツに取り組みやすい環境の充実に努めます。

平成27年3月6日　美郷町

心豊かで活力ある歴史文化・芸術文化のまち宣言

美郷町は町民が皆、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことを願い、歴史文化・芸術文化を通じた心を耕す取り組みを推進し、心豊かで活力ある町を目指すことをここに宣言します。

一、私たちは、歴史文化に親しみ、ふるさとを愛する心を育みます。
一、私たちは、芸術文化を感受し、多様な価値を理解し創造します。
一、私たちは、歴史文化・芸術文化を通じて、いきいきとした町をつくります。
一、私たちは、歴史文化・芸術文化に取り組みやすい環境の充実に努めます。

平成27年9月18日　美郷町

未来へつなごう 環境にやさしいまち宣言

美郷町は町民が皆、この清水にあふれる豊かな自然環境を未来へ引き継ぐため、一人ひとりが次のように行動することをここに宣言します。

一、私たちは、資源の価値や循環を学ぶことで、環境に対する意識をはぐくみます。
一、私たちは、ごみの削減やリサイクルへの参画など、環境に配慮した行動を実践します。
一、私たちは、不法投棄のない美しい景観の中で安心して暮らせるよう、地域の保全に努めます。
一、私たちは、この美しい郷土を未来へつなぎ、住みここちのよい町であり続けます。

令和7年2月17日　美郷町

美郷町ホームページをご利用ください！

https://www.town.misato.akita.jp　秋田県美郷町　検索

美郷町公式X(旧Twitter)&Facebookをご覧ください！

町のイメージキャラクターである「美郷のミズモ」が
町のイベントや情報をお知らせしています。ぜひご覧ください。

美郷のミズモ(公式)X(旧Twitter)
https://x.com/misatonomizumo?lang=ja

美郷町公式Facebookページ「美郷のミズモ」
https://www.facebook.com/misatonomizumo/

■X(旧Twitter)

■Facebook

美郷町公式LINE お友達を募集中です！

町政情報をはじめ、災害・防災情報などの緊急情報、
イベント情報、子育て情報などを配信しています。

アカウント名◆秋田県_美郷町(@misatotown)

LINE

美郷町テレビ回覧板をご利用ください！

テレビ回覧板の利用方法

最初にリモコンを用意してください。
❶秋田朝日放送(5チャンネル)を選局
❷dボタンを押す
❸「美郷町テレビ回覧板」を選んで決定

※番組連動データ放送中は、トップ画面にテレビ回覧板が表示されません。リモコンで「トップ画面を選択する」「黄ボタンを押す」などの操作をするとテレビ回覧板をご覧になれます。

※画像はイメージです。

町税等の納付方法をお知らせします

町から発行される納付書の種類	支払いのできる場所と方法など				スマホアプリ	
	役場出張所	金融機関	コンビニ	口座振替	バーコード	二次元コード
町税務課　☎ 0187-84-4902						
住民税班						
町県民税（普通徴収分）	○	○	○	○	○	○
軽自動車税（種別割）						
国民健康保険税（普通徴収分）						
町県民税（特別徴収分）			×	×	×	×
法人町民税						
入湯税						
たばこ税						
固定資産税班						
固定資産税	○	○	○	○	○	○
町福祉保健課　☎ 0187-84-4907						
地域包括支援班						
軽度生活援助事業利用料	○	○	×	○	×	×
養護老人ホーム入所者負担金						
医療保険班						
後期高齢者医療保険料（普通徴収分）	○	○	○	○	○	×
大曲仙北広域市町村圏組合　介護保険事務所　☎0187-86-3911						
介護保険料（普通徴収分）	○	○	×	○	×	×
町こども子育て課　☎ 0187-84-4904						
子育て支援班						
延長利用料	○	○	○	○	○	×
児童クラブ利用料						
一時保育利用料				×		
一時保育給食費						
町教育推進課　☎ 0187-84-4914						
教育総務・指導班						
学校給食費	○	○	○	○	○	×
奨学資金償還金					×	
町建設課　☎ 0187-84-4910						
建設管理班						
町営住宅使用料	○	○	○	○	○	×
上下水道班						
水道料	○	○	○	○	○	×
下水道使用料						
農業集落排水施設使用料						
下水道受益者負担金			×	×	×	
その他の納入通知書						
町が発行した施設使用料、手数料など	○	○	×	×	×	×

●町が発行した納入通知書をお持ちください。再発行が必要な方は担当課にお申し出ください。
●コンビニ収納用バーコードが印刷されていない納入通知書は、コンビニ・スマホアプリ（バーコード）でのお支払いはできません。
●金額が訂正されたもの、30 万円以上のお支払いの場合は、コンビニ・スマホアプリでのお支払いはご利用できません。（スマホでの支払いの詳細はご利用されるアプリ・サイトでご確認ください）

●キャッシュレス端末がある施設（窓口）では、施設使用料や各種証明書の交付手数料の支払いにキャッシュレス決済（電子マネー、コード決済、クレジットカード）がご利用いただけます。利用可能なキャッシュレス決済のブランド等については担当部署へお問い合わせください。

役場・出張所

出納室

＜役場＞
月曜日～金曜日
8:30 ～ 17:15

六郷出張所

＜学友館内＞
火曜日～土曜日
8:30 ～ 17:15

仙南出張所

＜公民館内＞
火曜日～土曜日
8:30 ～ 17:15

指定金融機関派出

＜役場＞
月曜日～金曜日
10:00 ～ 15:00
（祝休日を除く）

金融機関

北都銀行
秋田銀行
羽後信用金庫
秋田おばこ農協
秋田ふるさと農協
※上記の本支店

金融機関

ゆうちょ銀行
東北 6 県の各支店

口座振替

納め忘れのない
口座振替がおすすめ！
お申込みは上記の
金融機関で！

スマホアプリ

スマートフォンがあれば
自宅や仕事の合間でもお
支払いいただけます。

▲詳細はこちらをご
確認ください。

証明書がコンビニで取得できます

マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストア等に設置しているキオスク端末(マルチコピー機)で、各種証明書を取得することができます。

利用可能時間◆午前6時30分～午後11時　※年末年始やシステムメンテナンス時を除く。

利用できる店舗

セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、
イオンリテール(イオン大曲店、イオン横手店) など

コンビニ交付に必要なもの

①マイナンバーカード
②4桁の暗証番号(利用者証明用電子証明書)

コンビニで取得可能な証明書

住民票の写し	本人および本人と同一世帯のもの ※個人番号・住民票コード記載の住民票および除票の写しは対象外です。	1通200円
印鑑登録証明書	印鑑登録されている本人のもの	1通200円
戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) 戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)	本人および本人と同一戸籍内の方のもの ※除籍や改製原戸籍は対象外です。	1通450円
戸籍の附票の写し		1通200円
所得・課税証明書	本人の最新年度のもの	1通200円

※上記で対象外の証明書をお求めの際は、町住民生活課または六郷・仙南各出張所へ直接ご請求ください。

その他

○戸籍届出や住民異動届出後、その内容が反映された証明書が取得できるまでに日数が掛かります。
○本庁舎・出張所窓口で印鑑登録証明書を請求される場合は、印鑑登録証の提示が必要です。
○当町に本籍地があり、住所地が町外の方も利用できますが、詳しくは下記までお問い合わせください。
○一度発行されると返金できません。また、別の証明書などに交換することもできません。
○必要なものが揃っていても、交付が受けられない場合は、暗証番号のロックなどが考えられますので、下記までお問い合わせください。

問●町住民生活課　戸籍年金班　☎0187(84)4903

「これって消費者被害?」と思ったら

■美郷町住民生活課 …… ☎0187(84)4903
■秋田県生活センター(秋田市アトリオン7階) …… ☎018(835)0999

消費者ホットライン　188(いやや!)(局番なし)

お気軽にご利用ください

予約制乗合タクシー

乗合タクシーとは
電話で利用予約して
❶利用者宅付近の地域乗降所から❷拠点施設等まで、乗合で移動できるタクシーです。

1 地域乗降所

各行政区の家屋所在状況に応じて、町内332カ所に設置しており、利用者宅に最も近い乗降所を利用できます。
※お近くの地域乗降所についてはお問い合わせください。

2 拠点施設等（公共施設、医療機関、商業施設等）

運行地域	拠点施設等（公共施設、医療機関、商業施設等）
千畑地区	役場、千畑小学校前バス停、みさと福祉センター、住民活動センター、千畑温泉サン・アール、武道館、北ふれあい館、北体育館、千畑クリニック、高山歯科医院
六郷地区	学友館、旧中央行政センター、名水市場湧太郎、六郷温泉あったか山、みさとこども館、手づくり工房湧子ちゃん、中央体育館、中央ふれあい館、保健センター、亀谷医院、アックス、まっこいしゃ高橋醫院、岡田歯科医院、小西歯科医院、富永歯科医院、しんどう内科クリニック、本館コミュニティセンター
仙南地区	公民館、湯とぴあ雁の里温泉、イオンスーパーセンター美郷店、JR飯詰駅、JR後三年駅、道の駅美郷、南ふれあい館、南体育館、総合体育館リリオス、仙南診療所、たかはし歯科医院

運　行

平　日：1日10便
土曜日：午前のみ4便
※日曜日、祝日、12月29日から1月3日は運休

利用料金

片道 400円

●大人同伴の就学前児童および障がい者の介添人1名は無料となります（2人目からは有料）。
※障がい者の介添人とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持している登録者を手助け・支援する方をいいます。

時 刻 表

●原則として下記時刻表での運行となりますが、道路状況や天候、その他の理由により時間が若干変わる場合があります。
●土曜日は※の時間のみの運行となります。

利　用　方　法

はじめて利用する場合

1. **利用登録が必要です。**
   町企画財政課、六郷・仙南各出張所、または電子申請（右記二次元コード）で手続きできます。
2. **利用登録証が送付されます。**

乗合タクシーを使う場合

1. 予約センターへ電話で予約します。

予約センター

千屋タクシー㈱	☎0187(85)4141
美郷観光タクシー㈲	☎0187(82)1011
㈾黒銀タクシー	☎0187(82)1231

2. 予約した日時、地域乗降所または拠点施設等でお待ちください。※乗り合う人数等により予約した時間に到着しない場合がありますので、ご了承ください。

千畑地区にお住まいの方		六郷地区にお住まいの方		仙南地区にお住まいの方	
千畑地区 ⇔ 公民館		役場 ⇔ 六郷地区 ⇔ 公民館		仙南地区 ⇔ 役場	
千畑地区発	公民館発	六郷地区発	役場または公民館発	仙南地区発	役場発
7:30	—	7:30	—	7:30	—
※ 8:30	※ 9:30	※ 8:30	※ 9:30	※ 8:30	※ 9:30
※10:30	※11:30	※10:30	※11:30	※10:30	※11:30
—	12:30	—	12:30	—	12:30
13:30	14:30	13:30	14:30	13:30	14:30
15:30	16:30	15:30	16:30	15:30	16:30

乗合タクシー運行マップ

乗合タクシーの利用例

(1) **医療機関で受診後、買い物をして、帰る場合**

往路: 利用者宅付近の地域乗降所から医療機関まで、医療機関から商業施設まで

復路: 商業施設から利用者宅付近の地域乗降所まで

(2) **温泉に行って、帰る場合**

往路: 利用者宅付近の地域乗降所から温泉施設まで

復路: 温泉施設から利用者宅付近の地域乗降所まで

(3) **家族と医療機関に行き、乗合タクシーで帰る場合**

往路: 自宅から医療機関まで(家族送迎)

復路: 医療機関から利用者宅付近の地域乗降所まで

問●美郷町地域公共交通活性化再生協議会(事務局:町企画財政課) ☎0187(84)4901

公共施設のご案内

役場

1 美郷町役場

住所	美郷町土崎字上野乙170番地10
業務時間	午前8時30分～午後5時15分
休業日	・土曜日および日曜日　・国民の祝日 ・12月29日～翌年1月3日
業務内容	・裏表紙の各課の業務案内をご覧ください。 ・休業日は宿日直が戸籍届出の受領・埋火葬に関する手続きに対応します。
問合わせ	**裏表紙の各課の業務案内をご覧ください。**

2 美郷町役場六郷出張所・仙南出張所

休業日	・日曜日および月曜日　・国民の祝日 ・美郷町学友館と美郷町公民館の休館日（月曜日が祝日・振替休日の場合は翌日も休業） ・12月29日～翌年1月3日
利用時間	午前8時30分～午後5時15分
六郷出張所	
住所	美郷町六郷字安楽寺122番地（美郷町学友館内）
業務内容	右記をご覧ください。
問合わせ	**六郷出張所　☎0187(84)4040**
仙南出張所	
住所	美郷町飯詰字北中島37番地1（美郷町公民館内）
業務内容	右記をご覧ください。
問合わせ	**仙南出張所　☎0187(84)4915**

3 美郷町保健センター

住所	美郷町野中字下村55番地
開所日	事業開催日のみ
問合わせ	**福祉保健課健康対策班　☎0187(84)4900**

44ページに続く▶

六郷出張所・仙南出張所では、このような業務を行っています

証明書の発行

- 戸籍関係証明書（戸籍謄本など）
- 軽自動車税（種別割）納税証明書（車検用）
- 住民票
- 納税証明書
- 印鑑登録証明書
- 資産証明書
- 所得証明書
- 身分証明書
- 所得・課税（非課税）証明書

※上記の交付申請書は「書かない窓口」に対応しています。
※転入、転出、転居などの住民異動や印鑑の登録は住民生活課へ届け出ください。

届出の受付等

- 死亡届・死産届の受領
- 埋火葬に関する手続き
- 各課への文書の取り次ぎ

町税や各種使用料の収納・納付書の再発行

◆下記の税金、料金については出張所窓口で納付書の再発行が可能です。

- 町民税
- 軽自動車税
- 固定資産税
- 国民健康保険税
- 後期高齢者医療保険料

◆下記の税金、料金の納付書の再発行については、担当各課へお申し出ください。

- 介護保険料（福祉保健課）
- 認定こども園に関する利用料（こども子育て課）
- 放課後児童クラブ利用料（こども子育て課）
- 町営住宅使用料（建設課）
- 上下水道使用料（建設課）
- 農業集落排水施設使用料（建設課）
- 奨学資金償還金（教育推進課）
- 給食費（教育推進課）
- その他使用料納付書等（担当課）

役場への手続き
「電子申請」パソコンやスマートフォン等で簡単に！
「書かない窓口」も進めています！

役場に来庁しなくても手続きが可能な「電子申請」「施設予約」システムをリニューアルし、手続きしやすくしました。
窓口での書類作成の負担軽減や時間短縮のため「書かない窓口」も進めています。

電子申請システムについて

町ホームページや町公式LINEの「電子申請」をクリックすると、「美郷町のオンライン手続き」の画面になります。
「カテゴリー検索」または「キーワード検索」から手続きを検索し、ご利用ください。今後も、オンライン申請できる手続きを随時追加していきます。

▼町ホームページとパソコンのイメージ

▼町公式LINEとスマートフォンのイメージ

公共施設予約システムをご利用ください

・美郷町公民館やスポーツ施設などの公共施設を利用するとき、オンライン予約ができます。町ホームページや町公式LINEの「施設予約」をクリックすると、「美郷町公共施設約システム」の画面になります。
・公共施設の予約はもちろん、予約状況の確認やクレジット等による使用料の支払いなど、24時間いつでもご利用できます。
・公共施設予約システムを利用するには利用者登録(初回のみ)が必要です。

■予約システムが利用可能な施設

施設名
公民館、北・中央・南ふれあい館
総合体育館リリオス、北・中央・南体育館、武道館、美郷町野球場、南野球場、南運動広場、六郷東根運動広場、北運動公園、自転車競技場
坂本東嶽邸

※施設によっては、空き状況の確認のみの場合や、予約の開始時期が異なりますので、詳しくは各施設の問い合わせ先までご連絡ください(P44～46参照)。
※これまでどおり施設窓口または電話による空き状況確認や予約も対応しています。

■利用者登録方法について

町ホームページ(右記二次元コード)から公共施設予約システムにアクセスし、「利用者登録」画面から申請してください(登録完了まで数日かかります)。

「書かない窓口」について 口頭でお聞きし届出書類を作成します

①窓口で、転入、転出、転居などの手続きや、住民票・戸籍・印鑑証明書等の交付、税証明交付・閲覧申請などの内容をお聞きします。
②本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証)などから、住所、氏名、生年月日、性別をタブレット端末で読み取った後、必要事項を職員と来庁者で確認しながら書類を作成します。
③内容を確認したらタブレット端末へ署名していただきます。
※以下の手続きは、六郷・仙南各出張所でも対応しています。
・住民票・戸籍・印鑑証明書等交付申請書
・税証明交付・閲覧申請書
※対象一覧は右記二次元コードからご確認ください。

文化施設

4 美郷町学友館

住所	美郷町六郷字安楽寺122番地
休館日	・毎週月曜日(祝日・振替休日の場合は翌日) ・12月29日～翌年1月3日

美郷町立図書館

利用時間	午前9時～午後7時
問合わせ	美郷町立図書館　☎0187(84)4920

美郷町立展示館

利用時間	特別展によって異なります。
問合わせ	美郷町学友館　☎0187(84)4040

5 美郷町公民館・美郷町南ふれあい館

住所	美郷町飯詰字北中島37番地1
利用時間	午前9時～午後10時(利用予約がない場合は午後8時)
休館日	・毎週月曜日(祝日・振替休日の場合は翌日) ・12月29日～翌年1月3日
問合わせ	・教育委員会生涯学習課社会教育班 ☎0187(84)4915 ・美郷町公民館　☎0187(83)2280

6 美郷町北ふれあい館 (旧千畑中学校)

住所	美郷町土崎字上野乙205番地1
利用時間	午前9時～午後10時(利用予約がない場合は午後8時)
休館日	・毎週月曜日(祝日・振替休日の場合は翌日) ・12月29日～翌年1月3日
問合わせ	美郷町北ふれあい館　☎0187(87)6550

7 美郷町中央ふれあい館（旧清水苑）

住所	美郷町野中字下村37番地1
利用時間	午前9時～午後10時（利用予約がない場合は午後8時）
休館日	・毎週月曜日（祝日・振替休日の場合は翌日） ・12月29日～翌年1月3日
問合わせ	**美郷町中央ふれあい館　☎0187(84)2822**

8 美郷町歴史民俗資料館・佐々木毅記念室（旧千畑南小学校）

住所	美郷町畑屋字高野5番地1
利用時間	午前9時～午後4時
休館日	・毎週月・火曜日（祝日・振替休日の場合は翌日） ・12月29日～翌年1月3日
問合わせ	**美郷町歴史民俗資料館　☎0187(88)8706**

9 坂本東嶽邸・千屋断層学習館

住所	美郷町千屋字中小森91番地
開邸期間	4月15日～11月15日
利用時間	午前9時～午後4時
休邸日	・毎週月・火曜日（祝日・振替休日の場合は翌日） ・11月16日～翌年4月14日
問合わせ	**教育委員会生涯学習課歴史文化財班 ☎0187(84)4040**

10 佐藤家蔵「飛翔館」

住所	美郷町飯詰字下鶴田22番地1
利用時間	午前9時～午後9時
休館日	12月29日～翌年1月3日
問合わせ	**美郷町宿泊交流館ワクアス　☎0187(88)8870**

11 美郷町住民活動センター

住所	美郷町畑屋字街道東144番地
利用時間	午前9時～午後9時（利用予約がない場合は午後5時）
休館日	・毎週月曜日（祝日・振替休日の場合は翌日） ・12月29日～翌年1月3日
問合わせ	**美郷町住民活動センター　☎0187(84)4922**

スポーツ施設

12 美郷町総合体育館リリオス

住所	美郷町飯詰字糠渕18番地1
利用時間	午前9時～午後10時（利用予約がない場合は午後8時）
休館日	・毎週月曜日（祝日・振替休日の場合は翌日） ・12月29日～翌年1月3日
問合わせ	**教育委員会生涯学習課スポーツ振興班 ☎0187(84)4916**

13 美郷町中央体育館（旧六郷体育館）

住所	美郷町六郷字安楽寺287番地
利用時間	午前9時～午後10時（利用予約がない場合は午後8時）
休館日	・毎週月曜日（祝日・振替休日の場合は翌日） ・12月29日～翌年1月3日
問合わせ	**・教育委員会生涯学習課スポーツ振興班 ☎0187(84)4916 ・美郷町中央ふれあい館　☎0187(84)2822**

14 美郷町北体育館（旧千畑中学校体育館）

住所	美郷町土崎字上野乙205番地1
利用時間	午前9時～午後10時（利用予約がない場合は午後8時）
休館日	・毎週月曜日（祝日・振替休日の場合は翌日） ・12月29日～翌年1月3日
問合わせ	**・教育委員会生涯学習課スポーツ振興班 ☎0187(84)4916 ・美郷町北ふれあい館　☎0187(87)6550**

15 美郷町南体育館（旧仙南体育館）

住所	美郷町飯詰字北中島41番地
利用時間	午前9時～午後10時（利用予約がない場合は午後8時）
休館日	・毎週月曜日（祝日・振替休日の場合は翌日） ・12月29日～翌年1月3日
問合わせ	**教育委員会生涯学習課スポーツ振興班 ☎0187(84)4916**

16 美郷町屋内スポーツ館（旧千畑南小学校体育館）

住所	美郷町畑屋字高野5番地1
利用時間	午前9時～午後10時（利用予約がない場合は午後6時）
休館日	・毎週月曜日（祝日・振替休日の場合は翌日） ・12月29日～翌年1月3日
問合わせ	**美郷町屋内スポーツ館　☎0187(88)8706**

17 美郷町武道館

格技場、弓道場

住所	美郷町土崎字上野乙1番地1
利用時間	午前9時～午後10時（利用予約がない場合は午後8時）
休館日	・毎週月曜日（祝日・振替休日の場合は翌日） ・12月29日～翌年1月3日
問合わせ	**・教育委員会生涯学習課スポーツ振興班 ☎0187(84)4916 ・美郷町北ふれあい館　☎0187(87)6550**

18 美郷町自転車競技場

住所	美郷町六郷字押切195番地1
利用時間	午前9時～午後10時（利用予約がない場合は午後8時）
休場日	・毎週月曜日（祝日・振替休日の場合は翌日） ・12月1日～翌年3月31日（冬期休場）
問合わせ	**教育委員会生涯学習課スポーツ振興班 ☎0187(84)4916**

19 美郷町野球場

住所	美郷町六郷東根字北明田地150番地
利用期間	4月上旬～10月31日
利用時間	午前5時～午後9時
問合わせ	**教育委員会生涯学習課スポーツ振興班 ☎0187(84)4916**

20 美郷町南野球場（旧仙南野球場）

住所	美郷町金沢西根字上百目木88番地1
利用期間	4月上旬～11月下旬
利用時間	日の出～日没
問合わせ	**教育委員会生涯学習課スポーツ振興班 ☎0187(84)4916**

スポーツ施設・公園・宿泊交流施設

21 美郷町南運動公園（旧仙南総合運動公園）

農村広場・相撲場

住所	美郷町飯詰字糠渕18番地1
利用期間	4月上旬～11月下旬
利用時間	日の出～日没
問合わせ	教育委員会生涯学習課スポーツ振興班 ☎0187(84)4916

22 美郷町北運動公園

野球場

住所	美郷町土崎字上野乙1番地197

北ふれあい広場

住所	美郷町土崎字上野乙205番地7
利用期間	4月上旬～11月下旬
利用時間	日の出～日没
問合わせ	・教育委員会生涯学習課スポーツ振興班 ☎0187(84)4916 ・美郷町北ふれあい館　☎0187(87)6550

23 大台野広場

**グラウンド・ゴルフ場、多目的広場
パーク・マレットゴルフ場、交流広場**

住所	美郷町千屋字大台野1番地4
利用期間	4月中旬～11月下旬
利用時間	午前9時～午後5時
問合わせ	大台野広場管理棟　☎0187(85)3131

24 六郷東根運動広場

住所	美郷町六郷東根字東明田地271番地
利用期間	4月上旬～11月下旬
利用時間	日の出～日没
問合わせ	教育委員会生涯学習課スポーツ振興班 ☎0187(84)4916

25 あったか山グリーンパーク

住所	美郷町六郷東根字下馬転69番地
利用期間	4月中旬～11月下旬
利用時間	午前9時～午後5時
問合わせ	六郷温泉あったか山　☎0187(84)2641

26 サン・スポーツランド千畑

室内温水プール

住所	美郷町金沢東根字仏沢210番地2
利用時間	午前10時～午後9時
休館日	毎月第3火曜日(祝日の場合は翌日)

テニスコート

住所	美郷町金沢東根字仏沢120番地10
利用期間	4月下旬～11月下旬(冬期休業)
利用時間	午前9時～日没
休館日	毎月第3火曜日(祝日の場合は翌日)
問合わせ	サン・スポーツランド千畑 ☎0187(84)3986

27 プールパークみさと

住所	美郷町飯詰字糠渕20番地4
利用期間	7月中旬～8月下旬
利用時間	午前10時～午後4時
問合わせ	教育委員会生涯学習課スポーツ振興班 ☎0187(84)4916

28 雁の里山本公園

住所	美郷町飯詰字東西法寺159番地

多目的グラウンド

利用期間	通年
利用時間	午前9時～午後9時

パークゴルフ場

利用期間	4月中旬～11月下旬
利用時間	午前9時～午後5時

後三年スキー場

利用期間	12月下旬～3月中旬※ゲレンデ状況による
利用時間	午前9時～午後5時(ナイター時は午後9時まで) ※ロープトウ・Tバーの稼働時間は以下まで問い合わせてください。
問合わせ	雁の里管理休憩棟(冬期:後三年スキー場) ☎0187(83)2707

29 美郷町宿泊交流館ワクアス（旧仙南東小学校）

住所	美郷町飯詰字下鶴田22番地1
利用時間	・宿泊　チェックイン:午後3時 チェックアウト:午前10時 ・体育館・多目的室　午前9時～午後10時 ・多目的グラウンド　日の出～日没 ・トレーニング室　午前9時～午後9時
休館日	・宿泊は無休、その他は12月29日～翌年1月3日
問合わせ	美郷町宿泊交流館ワクアス ☎0187(88)8870

30 龍角散薬樹の森健康公園（旧千畑南小学校グラウンド）

住所	美郷町畑屋字高野5番地2
利用期間	4月上旬～11月下旬
利用時間	日の出～日没
問合わせ	農政課農業振興班 ☎0187(84)4908

人生の節目に特別な思い出を

美郷町では、人生の節目が特別な思い出となるよう、絵本作家・イラストレーターで美郷大使である永田萠氏がデザインを手がけたメモリアル婚姻届（有料）、出生記念証（無料）を用意しています。また、記念撮影コーナーもありますのでご利用ください。

美郷町メモリアル婚姻届　婚姻届は2種類から選べます

販売場所
・住民生活課　・六郷出張所
・道の駅美郷　・仙南出張所

販売金額
1部1,000円

▲詳しくはこちら

◀美郷町メモリアル婚姻届の表紙

記念撮影コーナーについて

どなたでも記念撮影できます。カメラ等の撮影機器は各自お持ちください。
撮影可能時間●午前8時30分～午後5時15分（平日の開庁時間内）

出生記念証

交付場所●住民生活課　**交付時間**●午前8時30分～午後5時15分
申請期間●出生届の届出をした日から14日以内

交付できる方	美郷町に本籍または住所を置くお子さんの出生届を美郷町に届出された方へ無料でお渡しします。

美郷町オリジナル絵本「ミサトとセッカのだいぼうけん」

これからの美郷町を担う3歳から7歳の子どもたちに向けて、美郷大使である絵本作家・永田萠氏の協力のもと、絵本を作成しました。町に住んでいる、または町の認定こども園に通っている令和7年4月現在の3歳児に無料配付するほか、下記の場所で購入できます。

販売場所●美郷町学友館・美郷町公民館・美郷町北ふれあい館・美郷町役場総務課・道の駅美郷・名水市場湧太郎「美郷屋」・岡田書店・妖精村・金喜書店
価　　格●1冊 1,650円（税込）

婚姻届、撮影コーナー、出生記念証に関する問い合わせ●町住民生活課　戸籍年金班　☎0187(84)4903
絵本に関する問い合わせ●美郷町学友館　☎0187(84)4040

令和7年度版　美郷町まちづくりガイド

■ 発行年月／令和7年4月1日　■ 発行／秋田県美郷町　■ 編集／美郷町総務課秘書広報班

〒019-1541　秋田県仙北郡美郷町土崎字上野乙170番地10
TEL 0187(84)1111（代表）　FAX 0187(85)2107　E-mail info@town.misato.akita.jp

URL https://www.town.misato.akita.jp
Facebook https://www.facebook.com/misatonomizumo/
X（旧Twitter） https://x.com/misatonomizumo?lang=ja
LINE アカウント名：秋田県_美郷町（@misatotown）

各課・室・局の主な業務のご案内

令和7年4月1日現在

場　所	課などの名称	班の名称	主な業務内容
美郷町役場	総　務　課 ☎ 0187(84)1111	秘書広報班	広報紙の発行、ホームページ運営管理、陳情・要望の受付、行政座談会
		総　務　班	議案の作成、情報公開、職員の給与や福利厚生、選挙、行政区
		管　財　班	町有財産の管理、財産台帳の整備、入札・入札資格審査会
	企画財政課 ☎ 0187(84)4901	企画財政班 ※	重要施策の企画・調整、総合計画、予算の編成や運用、交通施策、協働参画、男女共同参画、地域コミュニティ、ふるさと納税、地域の情報化、情報システムの管理、各種統計調査
	税　務　課 ☎ 0187(84)4902	住民税班	町県民税、国民健康保険税、町たばこ税、入湯税、軽自動車税
		固定資産税班	固定資産税、地籍調査成果の管理
		滞納対策班	町税や公金の未収金収納、滞納整理、町税の納税相談
	住民生活課 ☎ 0187(84)4903	環境安全班	消防防災、交通安全対策、防犯、水環境、廃棄物処理、犬の登録、墓地
		戸籍年金班	戸籍、住民基本台帳、印鑑登録、国民年金、パスポート、マイナンバーカード
	福祉保健課 ☎ 0187(84)4907	福　祉　班	地域福祉、障がい者福祉、生活保護、福祉諸団体
		地域包括支援班	介護保険、介護予防、高齢者福祉に関する相談・支援
		医療保険班	国民健康保険、高額医療、福祉医療、後期高齢者医療
	福祉保健課 ☎ 0187(84)4900	健康対策班	総合健(検)診、健康相談、健康教室、予防接種、食生活改善
	こども子育て課 ☎ 0187(84)4904	子育て支援班	認定こども園・放課後児童クラブの運営管理
		こども家庭班	児童手当、ひとり親家庭支援、こども家庭センター、児童・家庭相談、母子保健、子ども子育て支援拠点整備
	農　政　課 ☎ 0187(84)4908	農業振興班	農業振興、水田活用、担い手・就農支援、畜産振興、都市農村交流
		農林整備班	ほ場整備、多面的機能支払、林業振興、農地の災害復旧
	商工観光交流課 ☎ 0187(84)4909	商工観光交流班 ※	商工業振興、交流、地販地消・地産外商、企業誘致、雇用労働、移住定住、観光振興、観光施設や温泉の管理、各種イベントの開催
	建　設　課 ☎ 0187(84)4910	建設管理班	道路等の維持、改良工事、除排雪、公園、町営住宅の管理、住宅リフォーム
		上下水道班	水道、下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽、地下水の保全
	出　納　室 ☎ 0187(84)4911	出　納　班	公金の出納、有価証券の管理、決算の調製
	議会事務局 ☎ 0187(84)4912	議事総務班 ※	議員報酬や議員共済会、議員研修、議場等の管理、請願・陳情の受付、議会、議会運営委員会、常任委員会、監査委員事務局
	農業委員会事務局 ☎ 0187(84)4913	農地調整班 ※	農業委員会総会の開催、農業者年金、貸借料情報、農地の売買、賃貸借、転用、農地台帳、遊休農地の発生防止・解消
	教育委員会教育推進課 ☎ 0187(84)4914	教育総務・指導班	学校運営事務、学校保健、奨学金、就学援助、学校給食、通園・通学バス、校舎・その他施設の管理、就学事務、教育相談
学友館	教育委員会生涯学習課 ☎ 0187(84)4040	歴史文化財班	文化財の保護および調査、読書推進、芸術文化推進、学友館(図書館・展示館)・その他文化施設の運営
公民館	教育委員会生涯学習課 ☎ 0187(84)4915	社会教育班	生涯学習講座、青少年育成、美郷カレッジ、二十歳の集い、公民館の運営
総合体育館 リリオス	教育委員会生涯学習課 ☎ 0187(84)4916	スポーツ振興班	生涯スポーツ、スポーツ大会、社会体育施設管理
千畑 なかよし園	こども子育て課 ☎ 0187(85)3115	こども園班 千畑なかよし園	認定こども園の運営、子育て支援
六郷 わくわく園	こども子育て課 ☎ 0187(84)0023	こども園班 六郷わくわく園	認定こども園の運営、子育て支援
仙南 すこやか園	こども子育て課 ☎ 0187(83)2100	こども園班 仙南すこやか園	認定こども園の運営、子育て支援

※ 班の名称が変更になりました。